

第3編 風水害編

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3部

第3編
風水害編

第1部

第2部

第4編
その他災害編

第1部

第2部

第3部

■東海豪雨相当の大雨による内水氾濫のながれ



第1編 総則

第1部

第2編 震災編

第2部

第3部

第3編 風水害編

第1部

第2部

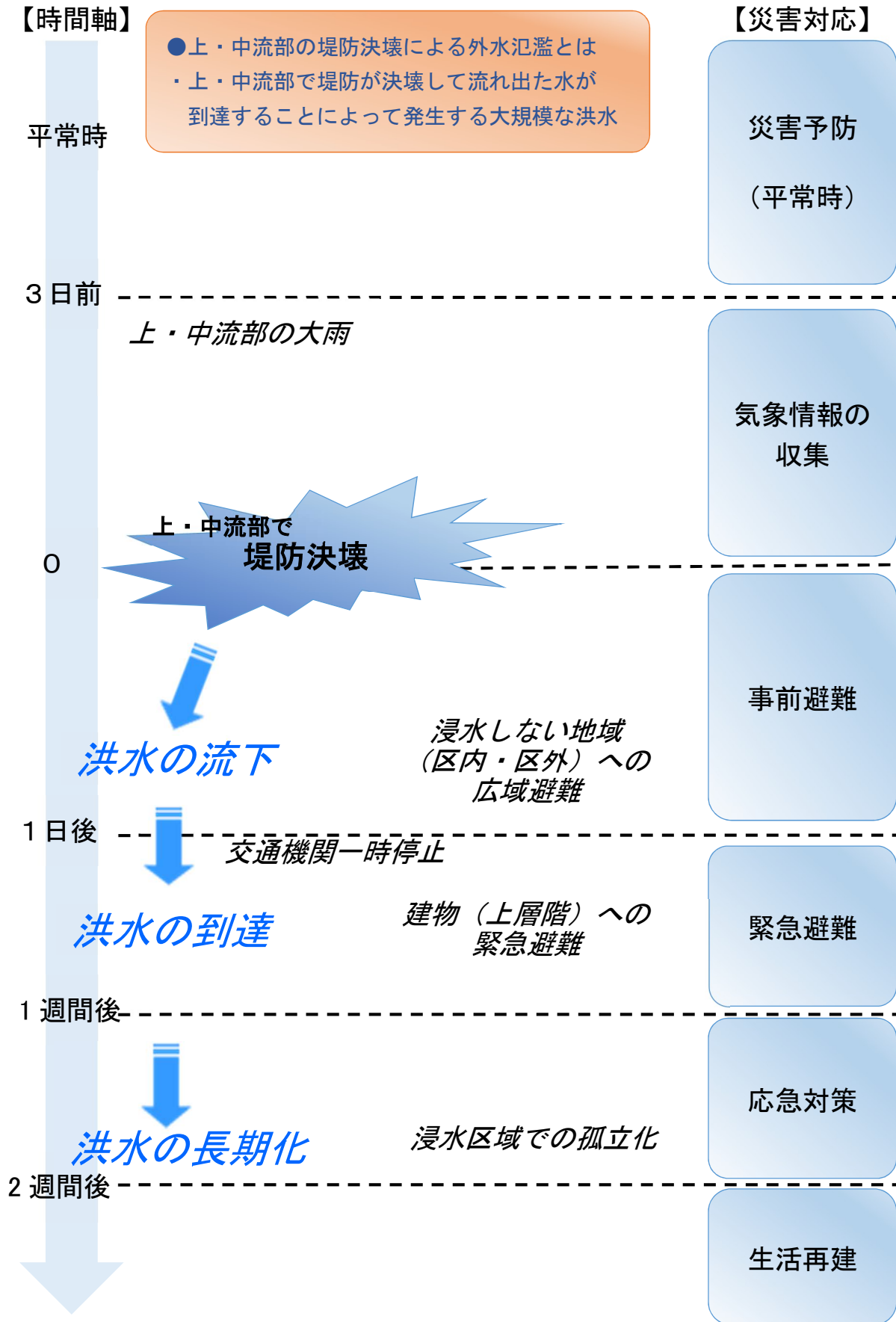
第4編 その他災害編

第1部

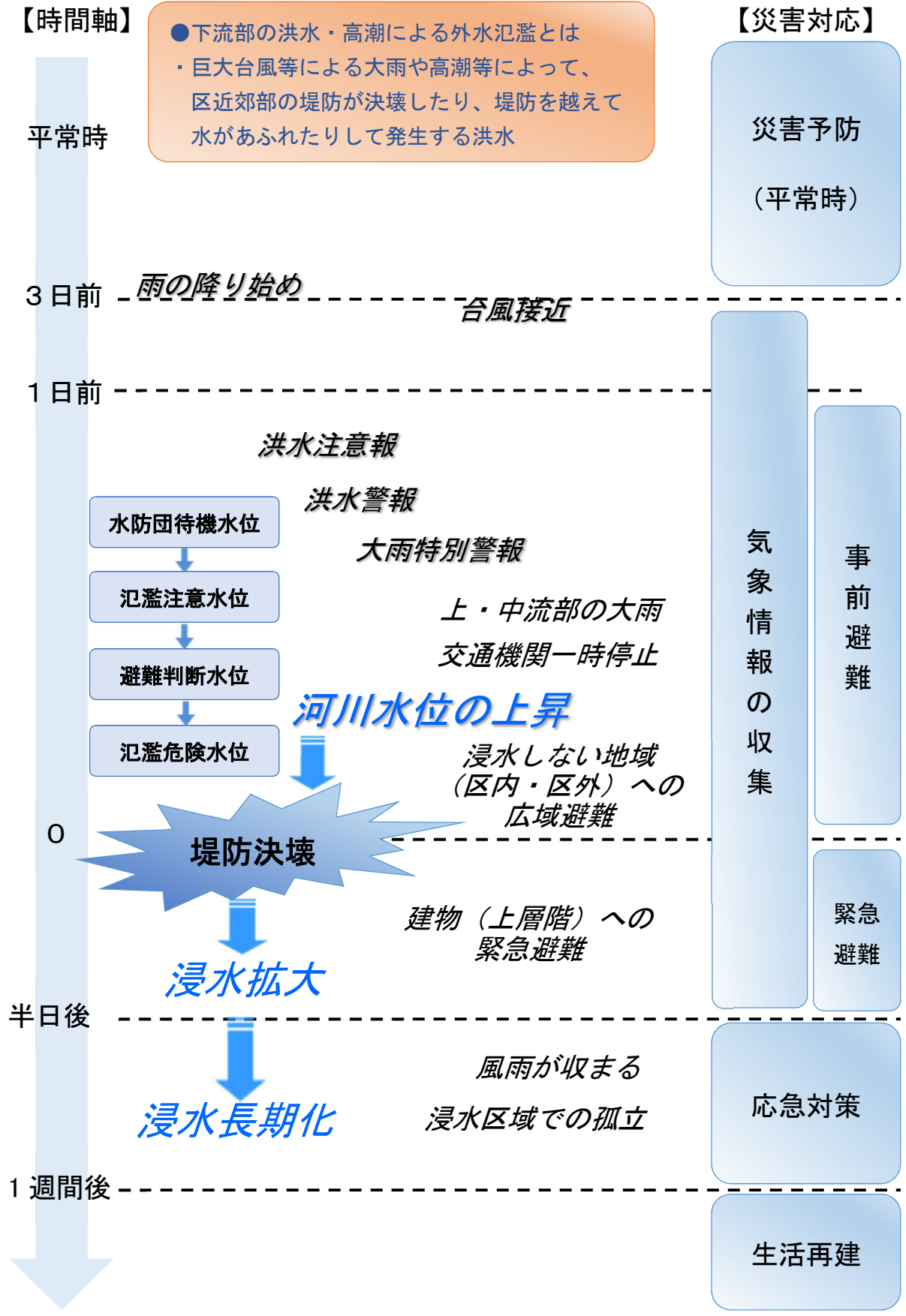
第2部

第3部

■上・中流部の堤防決壊による外水氾濫のながれ



■下流部の洪水・高潮による外水氾濫のながれ



第1編 総則

第1部

第2編 震災編

第2部

第3部

第3編 風水害編

第1部

第2部

第4編 その他災害編

第1部

第2部

第3部

第1部 災害予防計画

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3部

第3編
風水害編

第1部

第2部

第4編
その他災害編

第1部

第2部

第3部

第1章 風水害に強い防災都市づくり

第1節 基本方針

葛飾区は、荒川、江戸川、中川等の河川で囲まれた低地帯に位置し、昔から多くの水害が発生したが、近年の河川の改修や下水道の整備により、大雨等による浸水被害は減少しつつある。

しかしながら、近年、集中豪雨や巨大台風の発生といった異常気象の頻度が高まっていることや、依然として堤防に要注意箇所が残されていることが現状として挙げられる。また、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大による、新たな都市型水害の発生も危惧されている。

そこで、今後も河川・堤防の改修を推進するとともに、雨水の流出抑制を図る。

また、浸水対応型市街地構想（令和元年6月）に基づき、広域避難と垂直避難を組み合わせ、避難できる環境を整え、水が引くまでの間、許容できる生活レベルが担保される市街地を目指す。

第2節 洪水予防対策

1 洪水対策

区では、荒川、江戸川、中川、綾瀬川、大場川、利根川の氾濫で浸水する可能性がある。河川管理者は、河川ごとに定めた計画高水流量を安全に流下させるべく、河川・堤防の整備等を実施する。

※各河川・堤防の整備状況は、震災編に準拠する。

第1編 総則

第1部

第2編 震災編

第2部

第3部

第3編 風水害編

第1部

第2部

第4編 その他災害編

第1部

第2部

第3部

2 高潮対策

都は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年5月31日成立、7月19日施行）を受け、想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険性について住民に周知するため、平成30年3月に東京都高潮浸水想定区域図を公表した。また、想定し得る最大規模の高潮に備え、海岸の水位により浸水被害の危険を周知するため、高潮特別警戒水位を設定した。区の高潮特別警戒水位はA.P. +4.3mである。

東京高潮対策事業は、伊勢湾台風級による異常高潮（A.P. +5.10m）に対処しうる計画に基づき行われており、葛飾区は堤防、護岸、並びに水門の完成によって、高潮に対して安全性が高まった。

また、高潮時における上平井水門、今井水門閉鎖に伴う湛水対策として中川・新中川・綾瀬川では、護岸整備を実施し、葛飾区内は全て完成した。

3 浸水対策

3-1 治水事業や民間開発と連携した浸水対応型拠点高台の整備

区は、高規格堤防事業やスーパー堤防事業等の治水事業、また、治水事業と共に行われる民間開発事業と連携を図り、河川沿川の市街地における浸水対応型拠点高台を整備する。このため、都市計画として、浸水対応型市街地形成促進を図る制度具体化の働きかけを行う。

※新小岩公園高台化

新小岩公園再整備における一部高台化と東京都の緩傾斜堤防事業との連携による浸水対応型拠点高台の整備を推進し、水害に強いまちづくりを進めていく。

3-2 避難所となる公共施設の浸水対応型拠点建築物化への改修・整備促進

区は、小中学校等、指定避難所を浸水対応型拠点建築物へ改築・改修していくため、浸水に対応した機能の整備水準を作成し、公共施設の改築や大規模改修の際には、関係法令や立地条件などを考慮しつつ設計に反映していく。

3-3 様々なレベルでの民間施設の浸水対応型拠点建築物化への改修・整備促進

区は、集合住宅、商業施設、医療施設や福祉施設等の民間施設について、浸水対応型拠点建築物への改築・改修を推進する。このため、浸水に対応した機能の整備水準を作成するととも

に、民間施設の新築・改築や大規模改修の際に、整備水準に応じた浸水対応を誘導できるよう、補助制度や認定制度等のインセンティブを付与する。

3-4 浸水対応型拠点建築物群の誘導

区は、市街地再開発事業等の大規模な開発を行う際は、浸水対応型拠点建築物化を推進する。

また、都市計画制度の中において、浸水対応型拠点建築物を誘導できるよう、上位関連計画への位置づけや仕組みづくりについて働きかけを行う。

3-5 自宅の浸水を防ぎ、垂直避難が可能な住宅の整備促進

区は、都市型水害等の大規模水害以外の水害では、自宅での垂直避難が可能となるよう住宅に対する浸水対応を誘導する施策を検討する必要がある。

3-6 行政内における部局横断的なプロジェクト推進体制づくり

区は、浸水対応型市街地を形成するためには、市街地整備、治水対策事業、防災・危機管理など、多様な部局の連携と調整のもとで進めることが重要である。このため、行政内の部局横断的なプロジェクト推進体制づくりを行う。

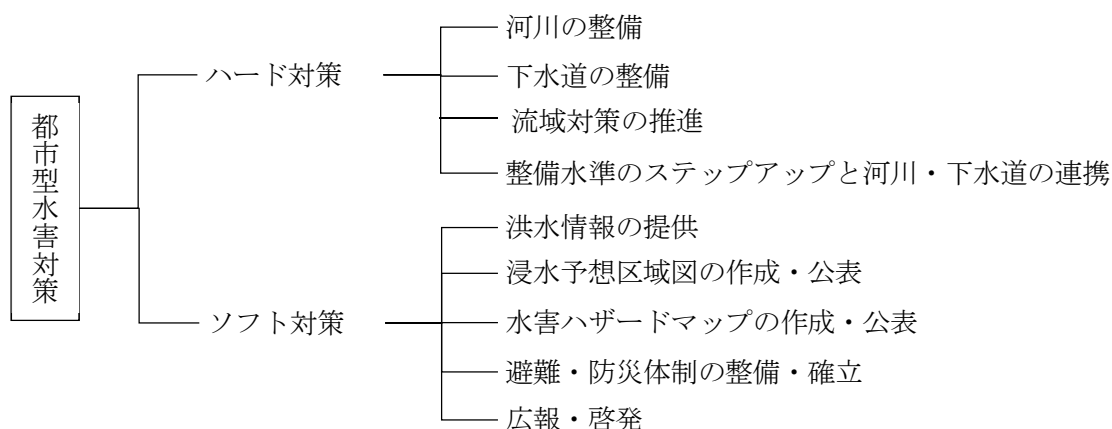
3-7 まちづくりの担い手となる住民・企業・NPOなどとの協働

区は、浸水対応型市街地形成を持続するためには、まちづくりの担い手となる、住民・企業・NPOなどとの協働が不可欠である。このため、浸水対応型市街地形成に向けた情報提供やまちづくりプロセスの共有を丁寧に行うとともに、協働の体制づくりを行う。

4 都市型洪水対策

4-1 都市型水害への基本的な考え方

区は、「東京都都市型水害対策検討会」による報告（平成13年11月）を踏まえ、行政間で連携して一層の治水事業の促進や組織的な水防活動を推進するとともに、水害防止に係るさまざまな情報をあらかじめ住民に周知して、住民一人ひとりが洪水の危険性を理解し、いち早く避難できる体制を自ら整えておくことなど、ハード・ソフト両面から総合的に都市型水害対策を実施している。



4-2 内水排除

(1) 下水道の整備

都は、1時間50mmの降雨に対処できる施設の整備を行っている。

- ① 下水道施設の機能保持と保全を図るため、定期的に巡回・点検し、計画的に清掃や補修工事を行う。
- ② 施設の機能低下が激しい場合は、改良工事により機能回復を図る。

(2) 排水路・排水場の整備

区は、排水路・排水場の保全を図り、集中豪雨等による低地地域に対する浸水被害を防止する。

4-3 雨水流出抑制施設の整備

(1) 公共施設等での流出抑制

区は、河川や下水道に流出する雨水の量を抑制するため、公共施設等に雨水抑制施設等を設置する。

- ① 道路の透水性舗装化や廃滅水路・公園・校庭を利用した雨水貯留・浸透施設の設置を進める。
- ② 公共施設の建設に対しては、貯留・浸透施設の設置等雨水流出抑制のための措置を行う。

(2) 民間施設等での流出抑制

① 住宅開発への指導

区は、「葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱」、「葛飾区宅地開発指導要綱」に基づき、「雨水流出抑制対策の手引き」を作成し、一定規模以上の宅地の開発等の際には、雨水貯留浸透設置について指導する。

② 民間建築物への指導

区は、「民間建築物環境配慮ガイドライン」に基づき、集合住宅には、雨水浸透ます、雨水浸透管(トレンチ)、雨水浸透側溝等の雨水浸透施設を設置して、環境配慮とともに遊水機能を確保するよう指導する。

4-4 地下空間への浸水被害対策

区は不特定多数が利用する地下空間、大規模工場及び要配慮者利用施設に対して、避難確保または浸水防止に関わる計画の作成を指導するとともに、施設からの事前の申請に基づき電話・ファクスで区から直接避難情報等を伝達する。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3部

第3編
風水害編

第1部

第2部

第4編
その他災害編

第1部

第2部

第3部

4-5 広報・啓発

区では、大雨による冠水・浸水などの被害を未然に防ぐために、区民がいつでも自由に土のうを取り出せる「土のうステーション（土のう置場）」を区内25箇所に設置している。

設置場所は次のとおりである。

■土のうステーション（土のう置場）

	設置場所	住所		設置場所	住所
1	西水元地区センター 入口右側	西水元 5-3	14	堀切二丁目公園 北側入口付近	堀切 2-44
2	水元スポーツセンター公園 南側交差点入口付近	水元 1-23	15	道路補修課 駐車場入口付近	立石 4-34
3	東金町地区センター 入口付近	東金町 5-33	16	四つ木四丁目公園 入口植栽内	四つ木 4-24
4	理科大前交差点 駅寄り歩道部	東金町 1-6	17	渋谷公園 南側入口付近	東立石 3-3
5	新宿防災コミュニティ センター 駐輪場後ろ	新宿 5-20	18	木下川中央公園 防災倉庫裏	東四つ木 3-47
6	柴又地区センター 入口付近	柴又 1-38	19	諏訪野公園 東側植栽内	高砂 1-7
7	高砂地区センター 東側道路沿い	高砂 3-1	20	奥戸二丁目公園 北側植栽内	奥戸 2-31
8	細田公園 南側道路沿い	細田 4-23	21	東立石緑地公園 北側入口植栽内	東立石 4-5
9	亀有公園 北側入口付近	亀有 5-36	22	西新小岩五丁目公園 川側入口付近	西新小岩 5-2
10	中道公園 北側入口付近	西亀有 1-3	23	新小岩公園 駅側入口付近	西新小岩 1-1
11	南綾瀬中央公園 北側入口付近	堀切 7-8	24	新小岩北地区センター 駐輪場付近	東新小岩 6-21
12	お花茶屋図書館 地区センター側階段下	お花茶屋 2-1	25	小松南小学校 南側校門横	新小岩 2-25
13	青戸地区センター 南側駐輪場付近	青戸 5-20			

第2章 都市施設対策

第1節 ライフライン施設の安全化

1 電気施設

建物に対する風圧力は建築基準法による。配電、通信の各設備に対する風圧加重は電気設備に関する技術基準の各該当項目による。また、周囲の状況から浸水災害を想定する。

(1) 変電施設

高潮対策 A.P+2.1m を想定し、「高潮洪水対策」の効果が失われないように配慮している。屋外鉄構の強度は、風速 40m/s の風圧に耐え得るものになっている。

(2) 送電設備

架空線、鉄塔及び電線の強度は、風速 40m/s の風圧に耐え得るものになっている。

(3) 配電設備

支持物の基礎は、「電気設備の技術基準」に基づき適正な根入れ深さをとる。電柱及び電線の強度は、風速 40m/s の風圧に耐え得るように設計している。

(4) 通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備に関する技術基準及び電力用無線通信鉄塔、鉄柱設計基準によっている。

通信設備及び予備電源装置は、水没しない箇所に設置することを原則としている。

2 通信施設

高潮、津波、洪水による浸水を防ぐために、立地条件に応じて防水扉や防潮板を設置し、通信機械室への浸水防止を図っている他、小規模な建物の場合は敷地そのものを高くする対策も実施している。

また、常に風雨にさらされている無線鉄塔をはじめ、NTTの建物全体が風速 60m/s の大型台風にも耐えられる構造としている。

3 ガス施設

ガス施設は、ガス事業法等に基づき、緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図っている。

4 水道施設

都水道局は、風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視、点検を行っている。特にダム取水堰等については、ゲート操作の円滑を維持するため、定期的に点検、整備を実施している。

水道施設は、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）の要件を備えている。

第2節 道路及び交通施設の安全化

1 道路施設

1-1 一般道路

道路管理者は、管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路、橋梁の強化及び必要な防災施設の整備を行う。

警視庁は、風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、施設の整備、点検を行う。

1-2 首都高速道路

首都高速道路（株）は、次の対策を実施する。

(1) 供用中の高速道路及び付属施設

排水ポンプ、電気設備、通信設備等の諸設備について、定期的に点検を行い、安全を確保する。

(2) 工事中の高速道路及び付属施設

常に現場の整理を行い、災害に対する各種資材等の需給計画を策定し、安全を確保する。

2 鉄道施設

2-1 東日本旅客鉄道（株）・日本貨物鉄道（株）

東日本旅客鉄道（株）・日本貨物鉄道（株）は、線区における風水害の防止のため、危険な箇所は常に把握し防災措置を講じている。

また、風水害による事故防止のため、線路環境の実態把握に努め、重点的な防災強化工事を実施している。

2-2 京成電鉄（株）

京成電鉄（株）は、葛飾区内に風速計1箇所、雨量計1箇所を設置している。

また、運転規則の実施で、集中豪雨・強風等に対しあらかじめ定められた箇所の雨量計、風速計の運転規制基準により、直ちに列車の徐行又は停止の手配を取り、輸送の安全を図っている。

2-3 北総鉄道（株）

北総鉄道（株）は、次の対策を実施している。

（1） 風害対策

倒壊のおそれのある樹木は、定期的に伐採を行っている。

（2） 水害対策

線路冠水箇所の水位標を設置し、警戒している。また、河川等管理者に対して改修等の要望をしている。

第3節 危険物施設の安全化

発火又は引火しやすい危険性を有している物質等を取り扱う危険物施設は、以下の対策を実施する。

- （1） 水害ハザードマップを参照し、施設が浸水想定区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水深等を確認する。必要に応じて、ハザードマップを作製している区や河川管理者に相談等する。また、ハザードマップが更新された場合には、施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。

第2章 都市施設対策

第3節 危険物施設の安全化

- (2) 上記を踏まえ、当該施設において、長雨や台風の接近に伴い被害等の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画策定を行う。
- (3) 温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。また、これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置する。
- (4) 建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、水密性のあるシャッターやドア（建具型の浸水防止用設備）等を準備する。
- (5) 浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。
- (6) 浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合に備え、関係行政機関への連絡体制を確立するとともに、積極的に訓練等に参画する。
- (7) 天候回復後の施設の復旧に当たり、自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合には、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日付け消防災第364号・消防危第171号）のガイドラインを活用し、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を作成のうえ、消防機関と協議しておく。

第3章 防災行動力の向上

第1節 水防訓練

区は、消防署、消防団及び災害時支援ボランティアと合同で、洪水を想定した土のう積み、ビルに取り残された住民の救助等の水防訓練を実施する。

第2節 知識の普及、啓発

1 水害ハザードマップの作成、公表

区は、河川管理者等が作成した浸水想定区域図に基づき、浸水予想区域、浸水深、避難方向、情報や心得等を分かりやすく示した水害ハザードマップを作成し、公表している。

2 洪水標識板の設置

区は、普段から水害ハザードマップの浸水深を区民に周知するため、電柱及び中学校の校門付近に、浸水深を表示した洪水標識板を設置する。

3 洪水緊急避難建物の指定とピクトグラムの掲示

外水氾濫時に何らかの理由により遠方に避難する時間的余裕がない場合は、近隣の浸水しない高い建物へ緊急的かつ一時的に避難して生命を守る必要がある。そのため区では、区有施設のうち、区内を流れるいずれの河川が氾濫しても浸水しないフロアがある建物を「洪水緊急避難建物」として指定して、区民に対し周知をするためにピクトグラム（図記号）プレートを掲示している。



4 防災行動計画（マイ・タイムライン）

区では、水害時に、適切な避難行動をとることができるよう、マイ・タイムライン（私の事前防災行動計画）を水害ハザードマップに掲載して、啓発を強化している。

第9章 いつ・どのような避難行動を取るのか考えましょう!

◆ マイ・タイムライン(私の事前防災行動計画)

警戒レベル1 警戒レベル2 警戒レベル3

記載例

テレビで気象情報を確認
防災グッズを用意する

気象予報で、今後の雨量や
台風の進路を確認する

区ホームページや
かつしかFM等で、
避難情報の詳細を
確認する

ハードウェアを見ても、
避難先を確認する

NHKのデータ放送や
河川事務所の
ホームページで
河川の水位を確認する

家族に連絡を取る

屋外の植木鉢等をしませ
家族の予定を確認する

知人や近所の人で
心配な人を思い浮かべる

1階にある大事なものを
2階以上に上げる

公共交通機関の
運行状況を確認する

荒川
自宅の
浸水の深さ
m

中川
自宅の
浸水の深さ
m

江戸川
自宅の
浸水の深さ
m

◆ 非常時持出品チェックリスト

※記載はあくまで一例です。各家庭の事情に合わせてものを用意しましょう。

水・食料
 飲料水
 携行食・非常食
 箸・スプーンなど

医療・衛生
 常備薬
 お薬手帳(コピーでも)
 歯磨きセット
 マスク

簡易トイレ
 生理用品
 お浴り化粧品セット
 除菌シート

安全対策
 ヘルメット
 ライフジャケット

道具類
 携帯電話・充電器
 携帯ラジオ
 LEDライト
 電池

衣類
 防寒着
 下着
 レインコート

生活用品
 ウエットティッシュ
 タオル
 ゴミ袋

赤ちゃん用
 乳児用液体ミルク・粉ミルク
 哺乳瓶・紙コップ
 母子健康手帳(コピー・アブリ)
 ベビーフード(生後5ヶ月以上)
 おむつ・おしりふき
 指しゃぶり
 おもちゃ
 歯磨き

災害発生

高齢者等避難開始

警戒レベル4 避難勧告 避難指示(緊急)

警戒レベル5

避難先を家族に連絡して、避難を開始する
避難先:開設された避難所、安全な地域にある
親戚・知人宅・勤務先・ホテル等

避難に時間がかかる方が
いる場合は、避難を開始する

自宅にとどまらざるを得ない場合には、
長期の浸水と電気・ガス・水道等の
途絶に備える

逃げ遅れた場合には、
近くの高い建物(防水緊急避難建物等)に避難する

〇〇川が氾濫しても、自宅は浸水しないので、
自宅を待機する

帰宅をすると危険なので、勤務先にとどまる

避難先:
避難先:
避難先:

5 葛飾区水害避難ガイドの作成

区は、区内の地域ごとの浸水リスクや避難所以外の場所へ分散して避難をする分散避難を周知するために、葛飾区水害避難ガイドを作成している。

第2部 災害応急・復旧対策計画

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3部

第3編
風水害編

第1部

第2部

第4編
その他災害編

第1部

第2部

第3部

第1章 活動態勢

第1節 区の態勢

区長（本部長）は、区内に災害が発生するおそれがある場合においては、副区長及び各部長等による災害対策準備本部を開催し、水防本部態勢・災害対策本部態勢のいずれを設置するかを決定する。

危機管理・防災担当部長と都市整備部長は、大雨や強風等により区内で軽微な被害が発生するおそれがあり、気象情報の収集等に努める必要がある場合には、協議の上、情報連絡態勢を設置する。

■ 配備態勢の種類と設置基準

種類	基準及び内容	配備人員
情報連絡態勢 統括責任者 都市整備部長	1 ウェザーニュースでの水防体制指標が2となった場合 2 大雨警報が発表された場合 3 荒川・江戸川・中川・綾瀬川のうち、いずれかの河川の水位が水防団待機水位に到達して、なお上昇のおそれがある場合 4 区に被害をもたらすおそれのある台風が発生した場合 ※配備人員の主な対応 ・気象情報の収集（地域振興部・都市整備部）	地域振興部・都市整備部から概ね7名
災害対策準備本部	1 次の気象情報が発表されたとき （1）大雨警報 （2）洪水警報 （3）暴風警報 （4）高潮警報 （5）特別警報 （6）顕著な大雨に関する気象情報 2 水防警報又は洪水予報が発表されたとき 3 被害の発生が予想されたとき 4 態勢の切り替えが必要なとき 5 その他の状況により区長が必要と認めたとき	区長、副区長、各部長
水防本部態勢 本部統括 都市整備部長	1 ウェザーニュースでの水防体制指標が3となった場合 2 大雨による内水氾濫の危険性が高まった場合 3 強風による倒木等の危険性が高まった場合 4 荒川・江戸川・中川・綾瀬川のうち、いずれかの河川の水位が氾濫注意水位に到達して、避難判断水位にも到達するおそれがある場合	水防要員の概ね30% 約30名～約110名、応援職員等約60～100名

第1編 総則

第1部

第2編 震災編

第2部

第3部

第3編

風水害編

第1部

第2部

第4編

その他災害編

第1部

第2部

第3部

第1章 活動態勢
第1節 区の態勢

種類	基準及び内容	配備人員
	※配備人員の主な対応 ・ 気象情報の収集（地域振興部・都市整備部） ・ 水防活動（都市整備部） ・ 倒木・浸水等への被害対応（都市整備部・地域振興部） ・ 地区センター等の一時滞在施設としての運営（地域振興部）	
災害対策本部態勢 本部統括 危機管理・ 防災担当部長	1 大雨により、荒川・江戸川・中川・綾瀬川・利根川のいずれかの河川が氾濫するおそれがある場合 ※配備人員の主な対応 ・ 避難所の運営 ・ 水防活動 ・ 災害対策本部の運営	全職員

1 台風による洪水を対象とした葛飾区版タイムライン

気象・河川水位	時間	行動計画
台風の発生	-120h (5日前)	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の収集 ○情報連絡態勢の設置 ○各施設管理者による施設・資機材の安全・稼動確認 ○避難所指定職員の今後1週間の予定の確認 ○開設を想定する避難所及び一時滞在施設の確認 ○災害対策本部の移設の検討
台風による日本への影響の可能性	-96h (4日前)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所及び一時滞在施設の備蓄物資の確認 ○避難所で不足している物資の補充 ○土のうの補充
台風による首都圏への影響の可能性	-72h (3日前)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策準備本部の開催(第1回) ○水防本部・災害対策本部が設置された場合の人員配置の確認 ○避難所指定職員以外の避難所に派遣する職員の確認 ○都立高校・協定施設への避難者の受け入れ事前調整 ○河川占用工作物の撤去等のための業者等への連絡 ○福祉避難所及び一時滞在施設の開設日時の決定
台風が首都圏に接近 大雨・洪水注意報 強風・波浪注意報	-48h (2日前)	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁・河川事務所に河川流域の予想雨量を確認 ○災害対策準備本部の開催(第2回) ○幼稚園、区立小中学校、福祉施設の休校・休園の検討 ○避難所の開設日時及び一時滞在施設の閉鎖日時の決定、情報発信 ○避難所の開設時期や運営協力等について、自治町会に事前連絡 ○自治町会・民生児童委員に要配慮者の避難支援協力依頼 ○計画運休の時期確認、職員参集時期の最終確認 →計画運休後に参集困難な職員の、参集時期の決定
荒川の岩淵水門で水防団待機水位	-30h (2日前)	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁・河川事務所に河川流域の予想雨量を確認 ○災害対策本部の設置 ○避難所の開設及び一時滞在施設の閉鎖 ○高齢者等避難の発令 ○区内・区近隣に在住する職員の参集指示

第1編 総則

第1部

第2編 震災編

第2部

第3部

第3編 風水害編

第1部

第2部

第4編 その他災害編

第1部

第2部

第3部

第1章 活動態勢
第1節 区の態勢

気象・河川水位	時間	行動計画
大雨・洪水警報	-24h (1日前)	○気象庁・河川事務所に河川流域の予想雨量を確認 →計画規模降雨を上回る予想雨量の場合には、以下の対応を実施 ○避難指示の発令 ○避難所の追加開設
荒川の岩淵水門で 氾濫注意水位	-11h	○気象庁・河川事務所に河川流域の予想雨量を確認 →河川氾濫の可能性がある判断した場合には、以下の対応を実施 ○浸水想定区域内の避難所の閉鎖 ○浸水をしない地域への避難の呼びかけ
荒川の岩淵水門で 避難判断水位	-3h	○気象庁・河川事務所に河川流域の予想雨量を確認 →河川氾濫の可能性がある判断した場合には、以下の対応を実施 ○洪水緊急避難建物等の近隣の高い建物へ垂直避難の呼びかけ
荒川の岩淵水門で 氾濫危険水位	-0h	

※気象・河川水位と時間軸の設定は、荒川下流タイムラインを想定。

※各時間帯において行動計画の実施について検討をして、見送った場合には、次の時間帯に実施について検討をする。(その時間帯になったら、必ず行動計画の内容を実施しなければならないものではない)

※荒川以外の河川の氾濫のおそれがある場合にも、-24Hまでの動きは同様とする。開設をする避難所や避難情報の対象区域は、氾濫のおそれがある河川の浸水想定区域図に基づいて、判断する。-11H以降の行動計画の実施時期は、河川水位や予想雨量等に基づいて判断する。

2 水防本部

2-1 本部の廃止

区長（水防本部長）は、次の場合に水防本部を廃止するものとする。

- (1) 洪水、高潮又は豪雨による水害のおそれが解消し、水防活動が概ね終了したと認めるとき。
- (2) 災害対策基本法第42条の規定に基づく葛飾区災害対策本部が設置され、水防本部の業務が統合されたとき。

2-2 水防本部の組織

水防対策本部の組織は、震災編第4章「広域的な視点からの応急対応力の強化」に準拠する。

2-3 本部の移設

区は、浸水等により庁舎が機能しないことが想定される場合は、次の順位で本部を移設する。

■本部の移設場所

第一順位	奥戸総合スポーツセンター	第二順位	水元総合スポーツセンター
------	--------------	------	--------------

上記の移設場所も浸水が想定される場合は、一時的に本部機能を区外に移すこととし、移設場所の確保及び本部運営のための資機材等の確保を都に要請する。

また、区役所の機能確保のため、最低限必要な資料や資機材を運搬する。

3 災害対策本部（初動）

区長は、大雨により、荒川・江戸川・中川・綾瀬川・利根川のいずれかの河川が氾濫するおそれがある場合に、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、災害対策条例及び災害対策本部に関する規則に基づき設置するが、発災前等の初動体制については、以下により設置するものとする。

危機管理・防災担当部長は、庁議室・5階執務室・7階会議室に災害対策本部長室を開設して、災害対策本部長室の全体統括を行う。災害対策本部長室には、以下のとおり各班を組織して、初動時の業務を遂行する。配置予定職員以外にも、参集職員を、班員として各班に配置するものとする。

災害対策本部態勢時には、災害対策本部長室の他、庁内に水防本部・災害時要配慮者対策本部・災害時医療対策本部・避難所運営対策本部・地域連携対策本部を設置して、初動活動を行う。河川の氾濫等により浸水被害が発生し、本部長が必要と認めた場合、順次、災対各部単位の態勢に移行する。

3-1 統括班

班長：危機管理課長

副班長：地域防災課長、生活安全課長

(1) 計画担当

リーダー 管理係長、災害対策係長

班員：危機管理課

業務概要

- ・ 各種情報の分析、総合的な災害対策の企画立案等による意思決定等
- ・ 各班の支援

(2) 受援・渉外担当

リーダー：危機管理担当官、生活安全係長、地域安全係長

班員：生活安全課

業務概要

- ・ 各種防災通信機器による外部関係機関との連絡調整（要請・情報収集等）

(3) 避難所統括担当

リーダー：自助・共助係長、訓練係長

業務概要

- ・ 避難所運営の統括
- ・ 防災活動拠点や避難場所の状況把握

3-2 情報管理班

班長：政策経営部長

副班長：デジタル推進担当部長

(1) 情報連絡担当

リーダー：政策企画課長、協働推進担当課長、経営改革担当課長

班員：政策企画課（企画担当係指定）、総務課（法規担当係指定）

業務概要

- 区内部組織との連絡調整及び収集したすべての情報の集計、管理、提供を主な業務とする
- ・ 問い合わせ対応担当が作成した情報連絡票の、災害対策本部各班、災対各部への移送
- ・ 災害対策本部各班、災対各部及び外部関係機関からの情報収集

- ・ 収集した各種情報について継続的な集計、管理及び各班等への情報提供
- (2) 問い合わせ対応担当

リーダー：デジタル推進担当課長、選挙管理委員会事務局長、すぐやる課長

班員：災害対策本部室指定職員寮の職員

業務概要

- 区内部組織及び外部関係機関との連絡調整及び収集したすべての情報の集計、管理、提供を主な業務とする
 - ・ 災害対策本部各班等区内部組織及び外部関係機関からの情報収集
 - ・ 収集した各種情報について継続的な集計、管理及び各班等への情報提供
 - ・ 各種防災通信機器による外部関係機関との連絡調整（要請・情報収集等）

第1編 総則	第1部
	第2部
	第3部
第2編 震災編	第1部
	第2部
第3編 風水害編	第1部
	第2部
第4編 その他災害編	第1部
	第2部
	第3部

第1章 活動態勢

第1節 区の態勢

② 問い合わせ対応チーム

サブリーダー：選挙管理委員会事務局長、すぐやる課長

班員：災害対策本部室指定職員寮の職員

業務概要

- 一般電話及び総合庁舎窓口における区民等からの情報提供、問い合わせに対する対応を主業務とする
- ・ 受付業務：電話や窓口で区民等からの情報提供等に対応し、情報連絡票を作成する
- ・ 転送業務：代表電話への入電を受け、情報連絡室等へ転送する
- ・ 分類業務：情報連絡票を点検し、緊急度、内容、対応依頼先等を分類確定する
- ・ 伝達業務：内容点検、分類及び対応先等が確定した情報連絡票を災害対策本部各班及び各対策本部連絡班へ移送する

3-3 広報班

班長：区長室担当部長

リーダー：広報課長

サブリーダー：広報課広報係長、広報課シティセールス係長

班員：広報課

業務概要

- ・ 区民等に対する避難情報等に関する広報活動の管理運営
- ・ 広報活動に要する各種広報手段（かつしかFMを含む）の確保、維持
- ・ 広報に関する区民等からの要望等への対応

3-4 本部運営支援班

班長：監査事務局長

リーダー：秘書課長

サブリーダー：秘書課担当係長、監査事務局担当係長

業務概要

- ・ 災害対策本部において開催される会議開催の準備及び運営
- ・ 災害対策本部における検討過程、決定内容等の記録

3-5 資源管理班

班長：施設部長

(1) 資源維持管理担当

リーダー：施設管理課長

サブリーダー：学校施設計画担当課長

班員：施設管理課施設調整係長、施設管理課学校施設計画担当係長

業務概要

- ・ 備蓄品に係る管理全般及び避難者数等に基づく必要物資の種別、数量の確定

(2) 輸送担当

リーダー：税務課長

サブリーダー：収納対策課長

班員：収納対策課収納対策係長、税務課税務係長

業務概要

- ・ 避難所等への配送ルートを含めた物資輸送方法の確立
- ・ 各対策本部等からの要請に応じた物資輸送の管理

3-6 庶務班

班長：総務部長

副班長：総務課長

(1) 職員支援担当

リーダー：人事課長

サブリーダー：人材育成課長、総務部副参事（法規担当）

業務概要

- ・ 職員の参集状況等の集約
- ・ 各課における勤怠管理・健康管理の支援
- ・ 職員用の飲料水、食糧、資器材等の確保及び配布
- ・ 職員用の休憩場所の確保及び利用調整
- ・ 他団体からの災害派遣職員の受入に係る調整

第1編 総則

第1部

第2編 震災編

第2部

第3部

第3編 風水害編

第1部

第2部

第4編 その他災害編

第1部

第2部

第3部

第1章 活動態勢
第1節 区の態勢

(2) 財務会計担当

リーダー：財政課長

サブリーダー：会計管理課長、契約管財課長

班員：財政課財政担当係長、契約管財課契約係長、会計管理課会計管理係長

業務概要

- ・ 災害対策に要する財政上の管理調整
- ・ 災害対策に係る各種契約の締結等の管理
- ・ 災害対策に係る各種経費の支出等の管理

3-7 水防本部

都市整備部・施設部施設維持課職員が従事して、水防活動業務にあたる。

3-8 災害時要配慮者対策本部

福祉部職員が従事して、福祉避難所の運営や要配慮者の対策業務にあたる。

3-9 災害時医療対策本部

健康部職員が従事して、医療対策業務にあたる。

3-10 避難所運営対策本部

教育委員会事務局職員が従事して、学校避難所の運営対策業務にあたる。

3-11 地域連携対策本部

地域振興部職員が従事して、一時滞在施設（地区センター等）の運営や自治町会との連絡調整業務にあたる。

3-12 区議会事務局

各議員からの問い合わせを対応する。災害対策本部会議やプレスリリースに関する資料を、全議員に情報提供する。

第2節 消防機関の態勢

1 消防機関の態勢

1-1 消防機関の態勢及び活動

区においては、水防法にいう水防団は現在存在しないため、消防機関（本田、金町消防署及び本田、金町消防団）がこれに代わって次の水防活動を分担している。（東京都水防計画第3章）

- (1) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (2) 水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命じることができる。
- (3) 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
- (4) 水防時堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。
- (5) 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要性を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行わなければならない。
- (6) 河川堤防決壊時においても、消防機関は消防・水防活動の継続を維持するための態勢を構築するものとする。

1-2 水防態勢等（東京消防庁水災警防規程第15条）

東京消防庁の水防非常配備態勢の発令及び解除は、次のとおりである。

第1章 活動態勢
第3節 救助・救急対策

区分	発令基準	配備人員
水防第一非常配備態勢	1 台風の進路が東日本に予想される場合又は東京地方に高潮注意報が発表された場合において被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 東京湾内に大津波警報が発表されたとき。 3 気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員及び発令時に勤務している所要の職員
水防第二非常配備態勢	1 台風が関東地方に接近すると予想される場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 気象状況その他の事象により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員のおおむね3分の1及び所要の消防団員（以下「団員」という。）
水防第三非常配備態勢	1 台風が東京地方に接近した場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 東京消防庁管下区市町村のいずれかに大雨特別警報、高潮特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 3 気象状況その他の事象により、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員のおおむね半数及び所要の団員
水防第四非常配備態勢	1 東京消防庁管下全域に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 2 気象状況その他の事象により、甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	全職員及び全団員

第3節 救助・救急対策

1 救助・救急活動態勢

1-1 消防の態勢

災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。

救助活動に建設資機材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。

救急活動に当たっては、消防団等との協力により浸水していない地域に現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、救急資機（器）材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。

1-2 警察の態勢

出水による死者や負傷者の救出・救護に重点をおいて救助活動を行う。

負傷者は、直ちに応急措置を施し現場救護所や医療機関に引き継ぐ。

漂流者を発見したときは、ヘリコプター、舟艇、ロープ、救命索等を有効に活用して迅速に救助する。

※対策の詳細は、震災編に準拠する。

2 孤立者の救助

2-1 孤立者の救助

区は、浸水地域の建物に住民が孤立している場合は、消防署、警察署、都、自衛隊等にボートやヘリコプターによる救助を要請する。

また、区は、消防署を通じて、ボートを活用した救助活動を行うよう、消防団に要請する。

2-2 食料・物資等の支援

救助を待つ孤立者への食料、物資等の支援は、ヘリコプター、ボートを活用して行う。

なお、原則として、ボート、ヘリコプターは、人命救助を最優先とする。

第4節 相互協力・派遣要請

※対策の詳細は、震災編に準拠する。

第2章 情報通信の確保

※対策の詳細は、震災編に準拠する。

第3章 水防活動

第1節 基本方針

区は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）に基づき計画を立案し、十分な水害防止対策を施す責務を有している。

区内の河川堤防は、国土交通省等により治水工事対策の工事が進められているものの依然として水防上注意を要する箇所が残されており、安全性が十分確保されているとは言えない。

また、近年は、雨水の地下浸透率低下や地下構造物等の建設が進み、短時間の集中豪雨によって雨水が局所的に溢れ出すという都市型水害の発生も顕著である。

そのため、これらの居住環境等の変化にも的確に対処し、洪水や内水氾濫及び高潮による被害から区民を守る効果的な水防活動を実施するために、次のとおり要領を定める。

第2節 水防活動

1 区の責務

水防管理団体（区）は、法第3条の規定に基づき、その区域内の水防を十分に果たすものとする。

2 水防区域等

区の水防区域は区の行政区域全域である。

なお、区内各河川の水防上注意を要する箇所を定める。

第1編 総則

第1部

第2編 震災編

第2部

第3部

第3編 風水害編

第1部

第2部

第4編 その他災害編

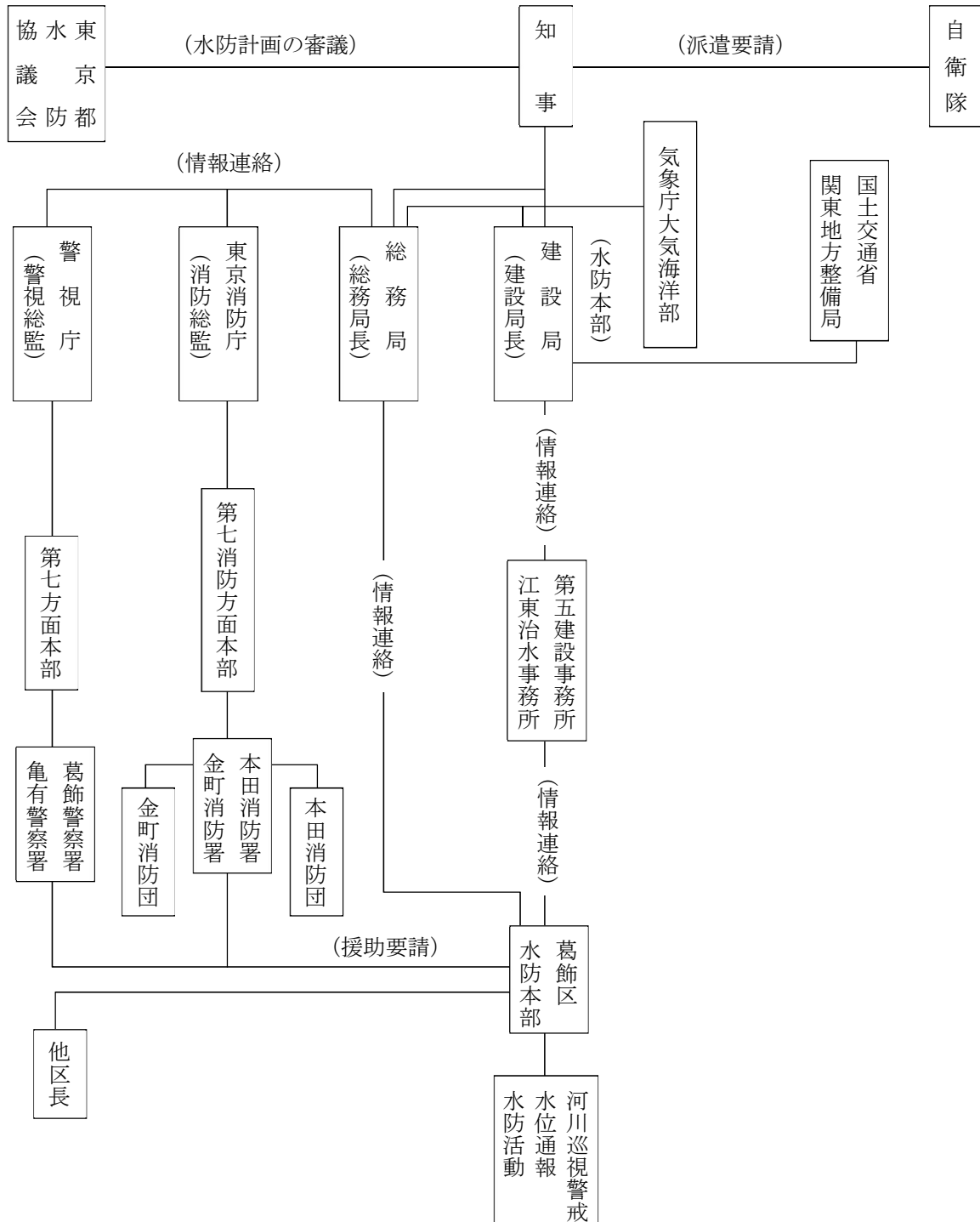
第1部

第2部

第3部

3 水防組織

都と区における水防組織は、次のとおりである。



4 水防機関の活動

4-1 区の態勢及び活動

区長は、気象状況等により洪水、又は高潮のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、概ね次の水防活動を行うものとする。

4-2 河川等の巡視

- (1) 河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めること（法9条）。
- (2) 気象状況及び水位、潮位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即した措置を講じること。
- (3) 水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- (4) 水防作業に必要な資器材の調達を行う。

4-3 消防機関の出動

区長は、次の場合直ちに消防機関に対して出動の準備及び出動することを要請する。
この場合は直ちに東京都建設局（東京都水防本部）に報告するものとする（法第17条）。

- (1) 準備
 - ① 水防警報により、待機又は準備の通知があったとき。
 - ② 河川の水位及び潮位が、水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要が予想されたとき。
- (2) 出動
 - ① 水防警報により、出動又は指示の通知があったとき。
 - ② 水位又は潮位が氾濫注意水位に達し、氾濫のおそれがあるとき。
 - ③ その他、区長が水防上必要と認めたとき。

4-4 居住者等の水防義務

区長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして、水防に従事させることができる（法第24条）。

4-5 決壊の通知

区長は、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報しなければならない（法第25条）。

4-6 決壊後の処置

区長は、堤防その他の施設が決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない（法第26条）。

4-7 立退の指示

洪水又は高潮による著しい危険が切迫しているときは、区長は必要と認める区域の居住者に対し、立退き、又はその準備を指示する。

この場合、遅滞なく地元警察署長に、その旨を通知しなければならない（法第29条）。

4-8 警察官の援助の請求

区長は、水防のため必要があると認めるとき、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる（法第22条）。

4-9 応援

(1) 水防のため緊急の必要があるとき、区長は消防署長又は、他の水防管理者又は区市町村に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求められた区長の管轄の下に行動する（法第23条第2項）。

(2) 区長は、水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。

4-10 河川管理者の水防活動への協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 水防訓練等への参加
- (3) 資器材の提供及び人材の派遣

5 水門・樋門・堰等の操作

区長は気象状況により水位の変動を監視し、遅滞なく門扉等の開閉ができるよう、自ら管理する樋門等はもちろん、関係する他の水門、樋門等の管理者とあらかじめ協議し、出水期前に点検を行うなどの措置をとるものとする。

(1) 葛飾区の水防活動と関わりのある水門

河川管理者等が設置した、区の水防活動と関わりのある水門は、次のとおりである。

■区と関わりのある主な水門

施設名	河川名	所在地	管理者（操作担当所）	電話
江戸川水こう門	江戸川	江戸川区 東篠崎町 250	国土交通大臣 (江戸川河川事務所) 江戸川河口出張所	(3679)1460
新大場川水門	中川	葛飾区 西水元4-7	国土交通大臣 (江戸川河川事務所) 三郷出張所	048 (952)7015
綾瀬水門	荒川	葛飾区堀切 4丁目地先	国土交通大臣 (荒川下流河川事務所)	(3903)6821
堀切菖蒲水門	綾瀬川	葛飾区堀切 1丁目地先	国土交通大臣 (荒川下流河川事務所)	(3903)6821
上平井水門	中川	葛飾区 西新小岩 3-45-12	東京都知事（江東治水事務所）	(5620)2490
中川水門	中川	葛飾区 西新小岩 3丁目地先	国土交通大臣 (荒川下流河川事務所)	(3903)6821
今井水門	新中川	江戸川区 江戸川 4-14	東京都知事（江東治水事務所）	(5620)2490

本表のほか、葛飾区管内の樋門、堰が総数二か所ある（逃樋門、笠木堰）。

(2) 葛飾区の水防活動と関わりのある排水機場

河川管理者が設置した、区の水防活動と関わりのある主な排水機場は次のとおりである。

■主な排水機場

施設名	河川名	所在地	管理者（操作担当所）	電話
綾瀬排水機場	綾瀬川	葛飾区 小菅1丁目1番	国土交通大臣 (荒川下流河川事務所)	(3903)6821

6 水防資器材

- (1) 区はその管内における水防作業が十分に行えるように資器材及び設備の整備並びに輸送の確保に努めるものとする。区に関係ある水防倉庫及び備蓄資器材等の配置は資料編のとおりである。
- (2) 土取場は、資料編のとおりである。

7 輸送

区は、その管内における水防作業に直ちに対応できるように車輛等の確保、輸送経路等に十分な措置を講じておくものとする。

8 通信連絡

区は、災害時における相互の連絡、指示、通報又は伝達の通信連絡が迅速、かつ円滑に行われるように通信連絡施設の整備強化に努めるものとし、通信施設を効果的に使用して緊急を要する情報連絡に万全を期するものとする。

9 観測通報

区は観測情報の収集にあたって東京都建設局（水防本部）と連絡を取るとともに、区内の雨量、水位等の正確な情報を河川情報センター等から迅速に入手し、常に的確な情報の把握に努めるものとする。また、区で設置した河川監視カメラ（区内7箇所）により、区内の河川及び付近の状況について情報収集を行う。

9-1 雨量の情報

区は、次の場合に東京都建設局（水防本部）に速報し、また、東京都建設局（水防本部）から要請があった場合は観測結果を報告するものとする。

- (1) 1時間の雨量が50mmを超えたとき
- (2) 3時間の雨量が90mmを超えたとき、以後2時間ごとの雨量
- (3) 1日の雨量が200mmを超えたとき、以後2時間ごとの雨量

9-2 水位の通報

各観測所における情報は、（一財）河川情報センターから入手するものとする。

9-3 水門閉鎖に関する情報

水門等の操作に伴う情報は、東京都水防本部（河川部防災課）で集約されて、区に通知される。

■ 基準水位観測所

河川名	水位標名	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	水位標零点高	担当河川事務所
江戸川	西関宿	埼玉県幸手市西関宿	4.50m	6.10m	8.10m	8.90m	Y.P +8.50m	江戸川
江戸川	野田	千葉県野田市中野台	4.60m	6.30m	8.50m	9.10m	Y.P +3.50m	江戸川
江戸川	松戸	千葉県松戸市松戸	4.00m	5.70m	—	—	Y.P 0.00m	江戸川
中川	吉川	埼玉県吉川市平沼	3.30m	3.60m	3.70m	4.10m	A.P 0.00m	江戸川
中川	高砂	葛飾区青戸	2.50m	2.70m	—	—	A.P 0.00m	江戸川
綾瀬川	谷古宇	埼玉県草加市松江	2.80m	3.00m	3.10m	3.50m	A.P 0.00m	江戸川
荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	A.P +26.457m	荒川上流
荒川	治水橋	埼玉県さいたま市西区飯田新田	7.00m	7.50m	12.20m	12.70m	A.P -0.229m	荒川上流
荒川	岩淵水門(上)	北区志茂	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	A.P 0.00m	荒川下流

■ 潮位の観測場所

河川名	潮位標名	所在地	警戒潮位	計画高潮位	担当所
中川	新川排水機場	江戸川区北葛西1-16-22	A.P +2.15m	A.P +5.10m	東京都江東治水事務所 (江戸川区管理)

第1編 総則

第1部

第2編 震災編
第2部

第3部

第1部

第3編 風水害編
第2部

第1部

第4編 その他災害編
第2部

第3部

9-4 河川監視カメラの設置

区では、令和4年に区内7箇所にて河川監視カメラを設置した。
河川監視カメラの画像は、区公式ホームページにより確認することができる。

■設置場所一覧

1	堀切避難橋付近（避難橋西詰）
2	東四つ木避難橋付近（避難橋西詰）
3	中川・新中川分岐地点付近（中川通水記念公園西側歩道上）
4	奥戸総合スポーツセンター船着場付近
5	東立石緑地公園船着場付近
6	大場川付近（西水元六丁目川沿いの社会福祉法人所有の建物の屋上に設置）
7	水元小合溜付近（小合溜内溜南端）

10 気象情報

(1) 気象庁が発表する防災気象情報は、次のとおりである。

種類	区域	発表基準
注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 具体的には、次の条件に該当する場合。
		表面雨量指数基準：17（葛飾区） 土壌雨量指数基準：134（葛飾区）
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される時。 具体的には、次の条件に該当する場合。
		流域雨量指数基準：中川流域 30.2、綾瀬川流域 19.9、大場川流域 9.9 複合基準【(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値】：中川流域= (8、21)、綾瀬川流域= (13、15.9)、江戸川流域= (13、14.2)
高潮注意報	台風による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起する必要があるとき。 具体的には、次の条件に該当する場合。	
	東京地方 潮位が、葛飾区（23区東部）では、東京湾平均海面(T.P)+2.0m(A.P)+3.1m)以上と予想した場合	
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想されたとき。	
	平均風速 13m/s	
警報	大雨警報	大雨等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される時。 具体的には、次の条件に該当する場合。
		表面雨量指数基準：30
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される時。 具体的には、次の条件に該当する場合。
		流域雨量指数基準：中川流域 37.8、綾瀬川流域 24.9、大場川流域 12.4
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される時。 具体的には、次の条件に該当する場合。	
	東京地方 潮位が、葛飾区（23区東部）では、東京湾平均海面(T.P)+4.0m(A.P)+5.1m)以上と予想した場合	
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される時。	
	平均風速 25m/s	

第1編 総則

第1部

第2編 震災編

第2部

第3部

第3編 風水害編

第1部

第2部

第4編 その他災害編

第1部

第2部

第3部

第3章 水防活動
第2節 水防活動

種 類		区 域	発 表 基 準
特 別 警 報	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風 高潮 波浪		
記録的短時間大雨 情報			数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測したり、解析したりしたときに、府県気象情報の一種として発表する。 1時間雨量：100mm

注1) 気象庁が発表する高潮注意報及び警報の基準潮位は、東京湾平均海面（T.P）、荒川工事基準面（A.P）を併用する。なお、東京湾平均海面の0.0mは、荒川工事基準面の1.13mであるが、実質上1.1mとして取り扱う。

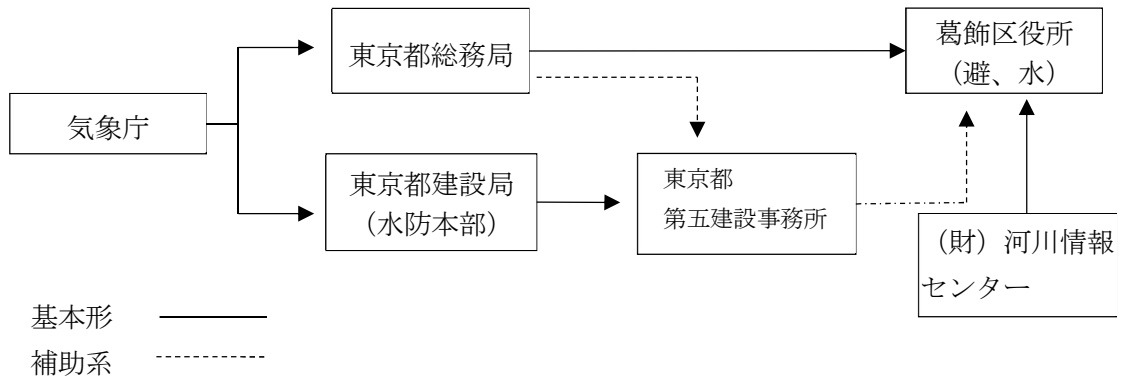
注2) 大雨警報発表中に、気象庁のキキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合に発表されているときに、記録的な1時間雨量を観測又は解析したときは、記録的短時間大雨情報として速報する。その発表基準雨量は、東京地方は100mmである。

注3) 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。雨が降り止んだ後でも、土壌雨量指数の高い状況が継続した時は、大雨警報等の発表が継続される場合がある。

注4) 流域雨量指数は、雨量による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降雨短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。雨が降り止んだ後でも、流域雨量指数が上昇したり、高い状況が継続した場合は、洪水警報等を発表したり、洪水警報等の発表が継続したりする場合がある。

(2) 気象情報伝達系統図

気象情報の伝達は、次の系統による。



- ※1 避：避難指示等発令担当部署 水：水防担当部署
- ※2 区は情報伝達を受けた場合には、受令確認を行う。

第1編 総則

第1部

第2編 震災編

第2部

第3部

第3編 風水害編

第1部

第2部

第4編 その他災害編

第1部

第2部

第3部

1.1 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、気象台等が発表する。

区は、日頃から、竜巻に関する避難方法などをホームページ等を活用し周知していくとともに、竜巻注意情報が発表されたときは、災害時の危機管理体制を確認し、雷雲等の空の状況への注意や頑丈な建物への退避等、竜巻災害への注意喚起の情報伝達方法を検討する。

なお、竜巻等の突風は発現場所が狭い範囲に限られるが、竜巻注意情報は比較的広い範囲を対象に発表されるため、必ずしも竜巻等の突風に遭遇するとは限らない。

1.2 河川の洪水予報

1.2-1 洪水予報の発表

国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で行う河川の洪水予報は、次のとおりである。(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)

予報の種類	河川名と予報地点	発表基準
氾濫注意情報	利根川の予報地点は、八斗島、栗橋	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報	江戸川の予報地点は、西関宿、野田 中川の予報地点は、吉川	基準地点のいずれかの水位が、6時間以内に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報	綾瀬川の予報地点は、谷古宇	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報	荒川の予報地点は、熊谷、治水橋、岩淵水門(上)	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除		基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(1) 利根川上流部洪水予報

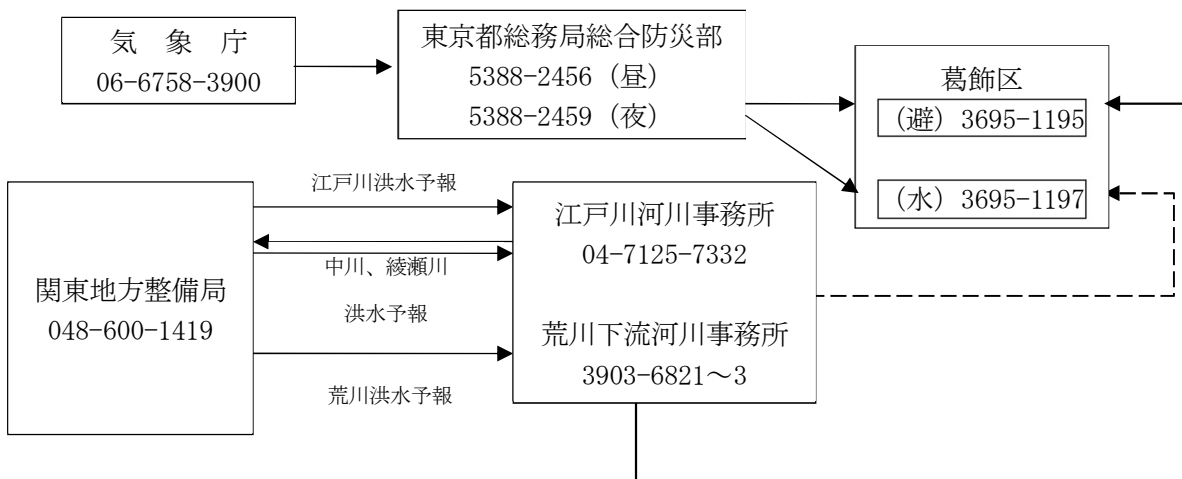


凡例

基本系 ———
補助系 - - - - -

- ※1 避：避難指示等発令担当部署 水：水防担当部署
- ※2 区は情報伝達を受けた場合には、受令確認を行う。
- ※3 建設事務所は総合防災部からの伝達が途絶した場合、管内の区市町村に情報伝達をする。

(2) 江戸川、中川、綾瀬川、荒川洪水予報



凡例

基本系 ———
補助系 - - - - -

- ※1 避：避難指示等発令担当部署 水：水防担当部署
- ※2 区は情報伝達を受けた場合には、受令確認を行う。
- ※3 建設事務所は総合防災部からの伝達が途絶した場合、管内の区市町村に情報伝達をする。

12-2 予報等の切替え

注意報及び警報は、その種類にかかわらず、これらの新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、解除するときまで継続される。

第1編 総則

第1部

第2編 震災編

第2部

第3部

第3編 風水害編

第1部

第2部

第1部

第4編 その他災害編

第2部

第3部

12-3 洪水予報 実施区域図



12-4 利根川水系洪水予報実施区域及び基準地点

河川名	洪水予報実施区域	基準地点	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	河川位置	
利根川水系	利根川上流部	左岸 群馬県伊勢崎市紫町字小泉1555番地先から茨城県猿島郡境町字北野1920番地先まで	八斗島	1.90	3.90	4.80	河口から181.5km
		右岸 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先から江戸川分派点まで	栗橋	5.00	6.90	8.80	河口から130.5km
	江戸川	利根川からの分派点から海まで	西関宿	6.10	7.90	8.70	河口から58.0km
			野田	6.30	8.40	9.10	河口から39.0km
	中川	左岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下1647-1地先から東京都葛飾区高砂2丁目55-3地先まで	吉川	3.60	3.70	4.10	河口から30.5km
		右岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向937-1地先から東京都葛飾区青戸2丁目623-1地先まで					
綾瀬川(谷古字区間)	左岸 埼玉県越谷市大字蒲生字西浦3793-3地先から東京都足立区神明1丁目30-1地先まで	谷古字	3.00	3.10	3.50	中川合流点から14.0km	
右岸 埼玉県草加市金明町字中取出し1362の7地先から東京都足立区南花畑3丁目23-1地先まで							

12-5 荒川水系洪水予報実施区域及び基準地点

河川名	洪水予報実施区域	基準地点	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	河川位置	
荒川水系	荒川	左岸 埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海まで(旧川を除く)	熊谷	3.50	5.00	5.50	河口から76.4km
		右岸 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海まで(旧川を除く)	治水橋	7.50	12.20	12.70	河口から41.60km
			岩淵水門(上)	4.10	6.50	7.70	河口から21.00km

第1編 総則

第1部

第2編 震災編

第2部

第3部

第3編 風水害編

第1部

第2部

第4編 その他災害編

第1部

第2部

第3部

12-6 芝川・新芝川予報実施区域及び基準地点

河川名		区間	基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(特別警戒水位)
荒川水系	芝川・新芝川	左岸	青木水門(川口市辻)	3.15m	3.75m	3.88m	4.63m
		さいたま市緑区大間木先八丁橋下流から新芝川を経て荒川を経て荒川合流点まで 右岸 同上					

12-7 氾濫開始相当水位の設定について

令和3年5月20日より施行された「災害対策基本法等の一部を改正する法律」を受けて、各自治体で氾濫が始まる可能性が高いと考えられる水位を基準水位観測所の水位に換算した値として、氾濫開始相当水位が設定された。

越水・溢水等を確認できておらずとも、氾濫開始相当水位に到達した時点で、警戒レベル5緊急安全確保の発令相当となる。

河川名	基準水位観測所	氾濫開始相当水位(氾濫する可能性のある水位)	越水・溢水の可能性がある箇所
荒川	岩淵水門(上)	9.90m	堀切(左岸 10.657k)
江戸川	野田	13.67m	東金町(右岸 18.0k)
中川	吉川	9.05m	新宿(左岸 13.5k)
		10.81m	青戸(右岸 13.5k)

1.3 河川の水防警報と発令に伴う措置

- (1) 水防管理は、水防活動の基本であり、区はその情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。
- (2) 水防警報に伴う河川の巡視

国土交通省関東地方整備局（河川事務所）から水防警報の「出動」が発令されたときは、当該警報が発令された水防警報区内の河川を概ね1時間ごとに巡視し、その結果を所定の様式により河川管理者の指示する場所に報告するものとする。

■水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内 容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されたとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えたりし、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

第1編 総則

第1部
第2編 震災編
第2部

第3部

第1部
第3編 風水害編
第2部

第1部

第2部

第3部

13-1 河川ごとの水防警報区、水防警報の実施機関

(1) 国土交通大臣が水防活動を行う河川、水防警報区域及び基準水位観測所

河川名	水防警報区域	基準水位観測所				氾濫危険水位
		名称	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	
江戸川	右岸 葛飾区東金町8丁目4927番の1地先から海まで	松戸	Y.P +4.00m	Y.P +5.70m	—	—
中川	左岸 大場川合流点から葛飾区高砂2丁目55の3地先まで	高砂	A.P +2.50m	A.P +2.70m	—	—
	右岸 堀川合流点から葛飾区青戸町2丁目623番の1地先まで					
綾瀬川	左岸 埼玉県越谷市大字蒲生字西浦3793番の3地先から足立区神明町1丁目30番の1地先まで	谷古字	A.P +2.80m	A.P +3.00m	A.P +3.10m	A.P +3.50m
	右岸 埼玉県草加市金明町字中取出し1362番の7地先から足立区南花畑3丁目23番の1地先まで					
荒川	左岸 埼玉県戸田市早瀬1丁目4329番地先から河口まで	岩淵水門(上)	A.P +3.00m	A.P +4.10m	A.P +6.50m	A.P +7.70m
	右岸 板橋区三園2丁目80番5地先から河口まで	南砂町	※ A.P +2.00m	※ A.P +3.00m	—	—

※気象庁が葛飾区の荒川下流沿川地域で高潮警報を発表したとき。

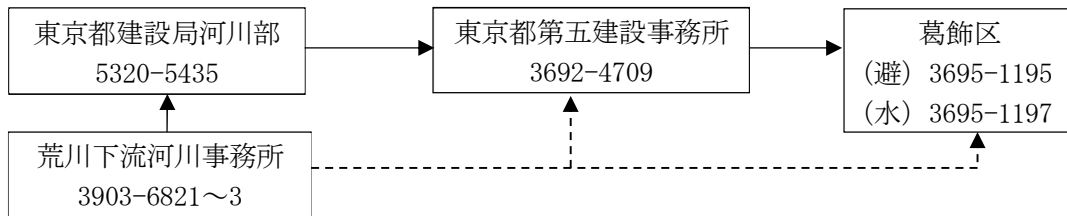
(2) 東京都知事が水防警報を行う河川、水防警報区域

葛飾区該当箇所なし

13-2 水防警報の伝達系統

水防警報の伝達は、次の系統図による。

(1) 荒川水防警報



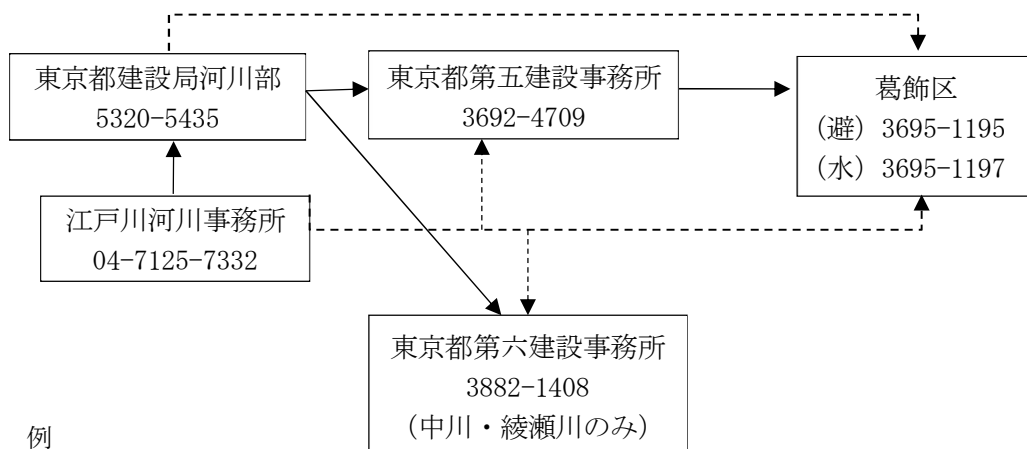
凡 例

基本系 ———

補助系 - - - - -

- ※1 避：避難指示等発令担当部署 水：水防担当部署
- ※2 区は情報伝達を受けた場合には、受令確認を行う。
- ※3 総務局総合防災部は河川部からの伝達が途絶した場合、管内の区市町村に情報伝達する。

(2) 江戸川、中川、綾瀬川水防警報



凡 例

基本系 ———

補助系 - - - - -

- ※1 避：避難指示等発令担当部署 水：水防担当部署
- ※2 区は情報伝達を受けた場合には、受令確認を行う。
- ※3 総務局総合防災部は河川部からの伝達が途絶した場合、各区市町村に伝達する。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3部

第3編
風水害編

第1部

第2部

第4編
その他災害編

第1部

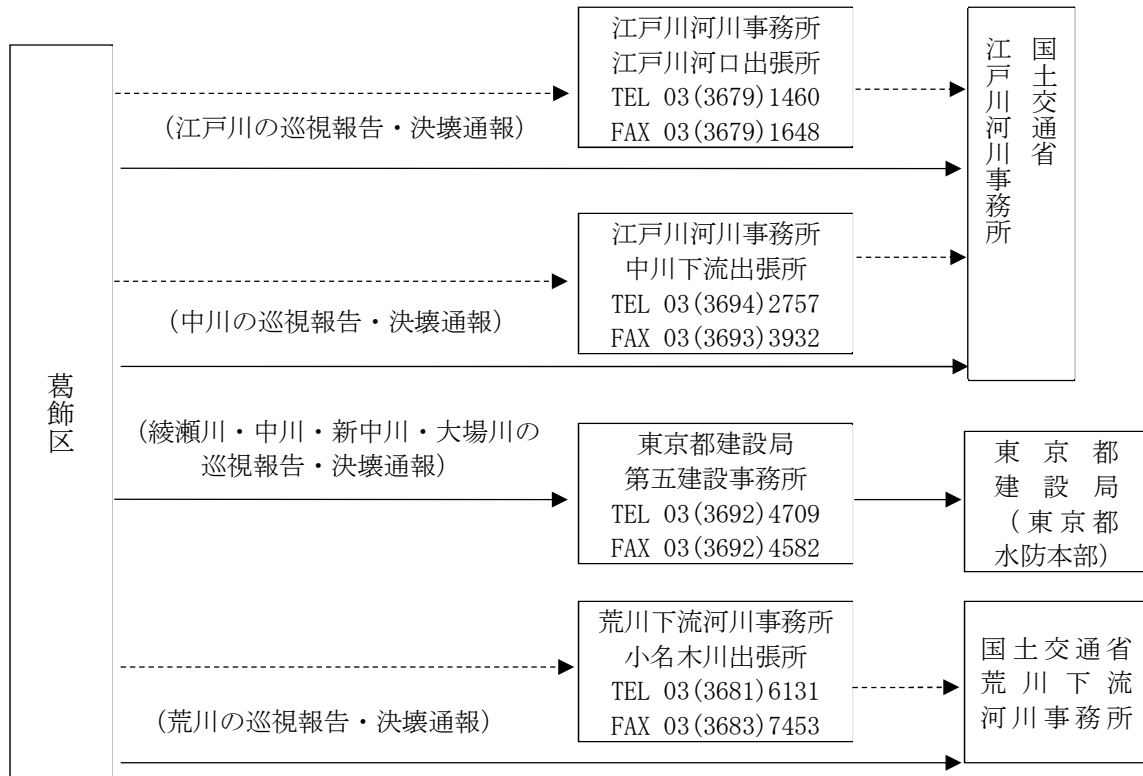
第2部

第3部

13-3 関係者への警報

水防警報の発令の有無にかかわらず、堤防その他の施設が決壊した時は、区は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。堤防の決壊通報の伝達は、次の系統図による。

■決壊通報の伝達系統



14 費用負担

葛飾区及び東京都は水防に要する費用について、次のように負担するものとする。

(1) 葛飾区の水防に要する費用の負担

区は、その管理区域の水防に要する費用を負担するものとする。

ただし、応援のために要した費用は当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と、応援を求められた水防管理団体が協議して定める（法第41条、第42条第1、第2項）。

また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは知事に斡旋を申請することができる（法第42条第3項）。

(2) 東京都の水防に要する費用の負担

都又は都知事の行う事業に要する費用は、都の負担とする（法第43条）。

15 公用費用

15-1 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、区長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる（法第28条第1項）。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木、その他の資材の収用
- (4) 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

15-2 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、区長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示すること。

公用負担権限委任証明書	
第 号	身分 氏名
上の者に〇〇区域における水防法第28条第1項の権限公使を 委任したことを証明する。	
令和 年 月 日	
葛飾区長 (又は消防機関の長) (氏 名)	

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3部

第3編
風水害編

第1部

第2部

第4編
その他災害編

第1部

第2部

第3部

15-3 公用負担命令票

公用費用の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとする。

ただし、現場の事情により、その暇のないときは事後において直ちに処理するものとする。

第 号 公 用 負 担 命 令 票				
住 所 負担者氏名				
物 件	数 量	負担内容（使用、収用、処分等）	期 間	摘 要
水防法第28条の規定により上記物件を収用（使用又は処分）する。 令和 年 月 日 水防管理者 葛飾区長 （又は消防機関の長） 事務取扱者 氏 名				

15-4 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、区は時価によりその損失を補償するものとする（法第28条第2項）。

16 水防工法

工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、次の工法を単独又は併用して実施すること。なお、被害箇所を発見、もしくは水防工法にて対策を講じるときは、着手前・工法実施中・完了後の写真撮影を行うものとする。

- (1) 築廻し
- (2) 月の輪
- (3) 木流し
- (4) シート張
- (5) 月の輪型積土のう
- (6) 積土のう

- (7) マンホール噴出防止工
- (8) 裏法防護工
- (9) 裏法積土のう
- (10) かま築き

17 報告

水防管理者及び各所は、洪水等による水防活動を実施した時は、水防実施状況を水防活動終了後3日以内に、各箇所できりまとめ、東京都知事に報告するものとする。

また、公共土木施設に関する被害が生じたときは、各管理者は、被害発生後10日以内に、東京都知事又は東京都建設局長に報告する。

第1編
総則

第1部
第2編
震災編
第2部
第3部

第1部
第3編
風水害編
第2部

第1部
第4編
その他災害編
第2部
第3部

第4章 警備・交通規制

第1節 警備活動

災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

風水害発生時における活動は、概ね次のとおりである。

- (1) 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- (2) 災害地における災害関係の情報収集
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出、救護
- (5) 避難者の誘導
- (6) 危険物の保安
- (7) 交通秩序の確保
- (8) 犯罪の予防及び取締り
- (9) 行方不明者の調査
- (10) 遺体の見分（検視）

第2節 交通規制

1 交通規制

広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。

警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡する。

2 車両検問

警察署は、主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧
 工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の
 拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

第1編
総則

第1部
第2編
震災編
第2部
第3部

第1部
第3編
風水害編
第2部

第1部
第4編
その他災害編
第2部
第3部

第5章 医療救護等対策

第1節 初動医療体制

風水害により傷病者が発生した場合は、浸水していない地域の医療機関に搬送し、治療を行う。

多数の傷病者が発生した場合は、区は、健康部に区災害医療コーディネーターを設置し、区内の医療救護活動の統括及び調整等を行う。

浸水をしていない公共施設等に緊急医療救護所を設置を検討し、葛飾区医師会等により傷病者のトリアージ、応急手当等を行う。

また、人工透析、在宅難病患者等の専門医療・慢性医療が必要な在宅患者への対応は、災害医療支援病院での対応を要請する。

区は「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に「災害時個別支援計画」で定めた方法により在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

消防署は、東京DMATと連携して、救命処置等を実施する。

※対策の詳細は、震災編に準拠する。

第2節 活動体制の確立

医療救護活動拠点

(1) 医療救護活動拠点の設置

災対健康部は、医療救護活動の統括・調整を行うため、医療救護活動拠点を健康プラザかつしか（保健所）3階に設置する。

ただし、健康プラザかつしか（保健所）の浸水が想定される場合は、想定河川に対応して医療救護活動拠点を移設する。

医療救護活動拠点の設置場所は、河川の決壊箇所及び浸水想定区域を確認した上で、災対健康部が決定し、災害対策本部に連絡する。

■医療救護活動拠点移設施設候補

想定河川	医療救護活動拠点
荒川	金町保健センター
中川	金町保健センター
江戸川	新小岩保健センター

第3節 防疫・保健衛生活動

1 防疫活動

区は、災害により防疫活動を必要とする場合は、防疫班、消毒班及び環境衛生指導班を編成し、出動させる。実施する防疫活動は、次のとおりである。

- (1) 健康調査及び健康相談等
- (2) 消毒
- (3) 避難所等の防疫措置
- (4) 消毒とその確認
- (5) 感染症予防のための広報及び健康指導

2 保健衛生活動

区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健班を編成して避難所等に派遣する。

※対策の詳細は、震災編に準拠する。

第4節 遺体の取り扱い

※対策の詳細は、震災編に準拠する。

第1編
総則

第1部

第2部
震災編

第3部

第1部

第3編
風水害編

第2部

第1部

第2部
その他災害編

第3部

第6章 避難者対策

第1節 避難体制の整備

1 避難場所の確保

1-1 広域避難先の確保

区内の大規模河川が氾濫した場合、区内の広い地域が浸水してしまうことが想定されることから、区内の浸水しない避難場所のみでは多数の避難者を収容しきれない。

このため、浸水しない地域への避難を事前に設定しておく必要があるため、都や隣接区市と事前協議を行い、避難者の受入れ先等避難場所の確保を図る。

1-2 緊急避難場所の確保

区は、大規模な水害が発生した場合に、逃げ遅れなどによって隣接する区外へ避難する時間的余裕がない場合に備えて、集合住宅等の共用部分（廊下や階段等）を緊急的かつ一時的に利用できるよう集合住宅の事業者等と協定を締結する。

現在、独立行政法人都市再生機構（UR）、東京都、東京都住宅供給公社と集合住宅の共用部分への避難について、協定や覚書を締結している。

また、自治町会と民間マンションとの間における避難協定の締結を促進している。

なお、浸水深に応じた高さを有する公共施設については、洪水緊急避難建物としての指定を行っている。

2 避難体制の整備

2-1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

区は、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）に基づき、都の技術的支援を受けながら避難すべき区域及び判断基準を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるようにする。

2-2 要配慮者支援体制の整備

区は、障害者、一人暮らしの高齢者等の避難行動を支援するために、避難行動要支援者名簿を作成し、自治町会、民生委員児童委員協議会、福祉団体等の連携による支援体制を構築する。

東京消防庁は、風水害時における避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。区と連携して、避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

※対策の詳細は、震災編に準拠する。

2-3 広域避難体制の検討

区は、大規模な水害が発生する場合に備え、より実効性のある広域避難対策を進めていくために、東京都及び国とともに、避難情報発信や避難所等の確保及び近隣の区市町村との調整に取り組んでいく。

3 交通手段の確保

3-1 交通規制の早期実施

避難指示が発令された場合、自家用車により緊急車両やバス等の公共交通機関の通行が妨げられることのないよう、また、避難者の安全を確保するためにも早い段階で主要幹線道等の交通規制を実施する必要がある。

このため、警察・消防等の関係機関と事前に交通規制について十分な協議を行っておくとともに、発災時における自家用車の使用抑制の周知を徹底する。

3-2 交通手段の確保

大規模な洪水等の災害が予想される場合、避難手段は徒歩や自転車を原則とするが、短時間に混乱無く大勢の区民を避難させることを考慮し、バス、鉄道等の公共交通機関やタクシーを利用して避難できるよう、必要な体制の構築に向けて、国や東京都と検討を進める。

(1) バス等の確保

要配慮者は、高齢者等避難段階で避難することとなっており、この場合の避難方法は自家用車も利用できるが、福祉施設や特別支援学校等から集団で避難する場合に備えて、バスや福祉タクシーなどの事業所の協力を得て交通手段を確保しておく必要がある。

このため、区は、バス会社、福祉事業者等と災害時の協力体制に関する協定締結を含む避難体制の整備を図る。

(2) 鉄道の確保

大規模な洪水に備え、ハザードマップで指定された区外等の避難場所へ徒歩又は鉄道等の公共交通機関を利用して移動する必要がある。

このため、区は、鉄道会社と災害時の協力体制に関する協定締結を含む避難体制の整備を図る。

第2節 避難の基本

内水氾濫や強風及び外水氾濫による、避難の基本を次のように定める。

1 内水氾濫・強風

●地域内避難

台風等により内水氾濫が予想される場合は、自宅などの2階以上に待機することを基本とする。

(1) 区は、気象情報、降雨予測等をもとに、大雨が予想される場合は、注意喚起の呼びかけを行う。

(2) 区は、地形などの状況から浸水や強風による被害が予想される地域では、一時滞在施設*を開設する。

※一時滞在施設は、立石地区センター別館、東立石地区センター、東四つ木地区センター、四つ木地区センター、堀切地区センター、南綾瀬地区センター、青戸地区センター、新小岩地区センター、奥戸地区センター、高砂地区センター、新宿地区センター、金町地

区センター、東金町地区センター、亀有学び交流館、新小岩地域活動センター（にこわ新小岩）、柴又学び交流館、水元学び交流館、文化会館といった地域コミュニティ施設等とする。

- (3) 区民は、気象情報等により内水氾濫が予想される場合は、自宅などの2階以上に待避することを基本とするが、自宅の構造などにより不安がある場合は、区が開設する避難所に避難する。
- (4) 区は、竜巻注意情報が発表された場合は、外出を控えること、コンクリート造建物への退避を呼びかける。

2 外水氾濫

対象とする河川の洪水ハザードマップを基本に、区からの避難情報に従って、次の対応を行うことを原則とする。

●浸水区域外への避難

各河川の水害ハザードマップにおいて、避難の必要な浸水深の地域は、できるだけ早期に浸水区域外（区内・区外）の避難所に避難する。

●地域内避難

各河川の水害ハザードマップに示した浸水深に対応して、区が開設する避難所への避難、建物上階等での現状待機を行う。

●要配慮者避難

要配慮者は、高齢者等避難が発表された段階で、指定の避難所に早めに自家用車、福祉車両で避難する。

- (1) 区は、気象情報、河川情報等をもとに、地域を指定して、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発表する。
- (2) 区民は、区からの避難情報と各河川の洪水ハザードマップにおける避難行動に基づき、適切な避難行動を開始する。
- (3) 要配慮者は、区から高齢者等避難の発表に基づき、指定の避難施設に避難するものとする。

第3節 避難の指示

1 避難の指示等の伝達

本部長は、気象情報や河川の水位情報から水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。避難指示等にあたっては、必要に応じて国土交通省関東地方整備局長もしくは東京都知事に対して技術的な助言を求めるもの。

なお、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示、緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

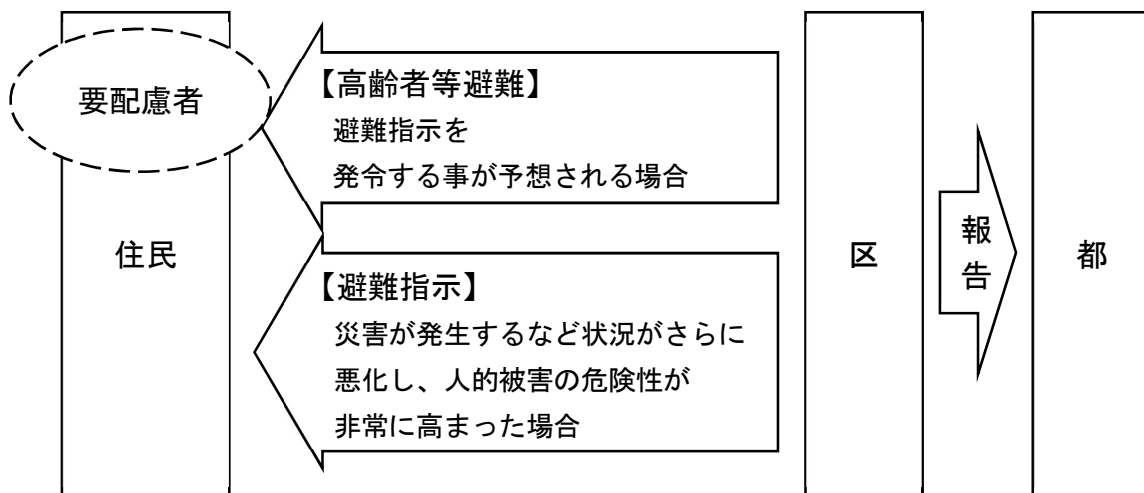
避難指示等を発令した場合は、警察署、消防署、都及び関係機関に連絡する。

消防署は、災害の規模、道路及び橋梁の状況、延焼拡大方向、消防隊の活動状況等、必要な情報を区に提供するとともに、災害の状況により、住民を避難させる必要がある場合は、区に連絡する。

警察署及び消防署は、人命危険が著しく切迫するなど、区へ連絡するいとまのない場合、関係機関と連携し、避難の指示を実施する。避難の指示を実施した場合は、速やかにその旨を区に連絡する。

「避難勧告等に関するガイドライン」が平成31年3月に改定され「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生のおそれの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため「警戒レベル」が導入された。警戒レベルを5段階に分け、防災情報と住民がとるべき行動が明確化された。

区は都と連携し、「警戒レベル」の普及啓発を図る。



■避難の基準

種 類		基本的な行動
高齢者等避難 ※警戒レベル3	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報 高潮注意報 など	○一般避難者は、災害情報に注意して避難準備を開始。また、浸水しない地域に親族などが住んでいる場合には、一時的にそこに避難が可能か連絡を取り、早めの避難を開始 ○要配慮者（乳幼児や傷病・障害などのため避難に時間のかかる方）は、浸水しない地域への避難を開始 ○徒歩での長距離の避難が困難な要配慮者は、近くの避難所（区立小・中学校等）へ避難を開始
避難指示 ※警戒レベル4	氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報 など	○浸水しない地域への避難を開始（浸水する恐れがある地域内の避難所は閉鎖される） ○避難所にいる徒歩での長距離の避難が困難な要配慮者は、車両で浸水しない地域の避難所に移送
緊急安全確保 ※警戒レベル5	氾濫開始相当水位に到達 高潮氾濫発生情報	○氾濫により区内で浸水が開始する可能性が高い、もしくは浸水が起きている状況であるため、近くの高い建物等に緊急避難する

※大雨特別警報は、災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当するため、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっており、命を守るための最善の行動をとる必要がある。

※高潮氾濫発生情報は、高潮特別警戒水位に達したときに発表される情報で、高潮により海岸や河川から氾濫が発生する危険性を示す警戒レベル5に相当するため、浸水想定区域内から安全な場所に避難する必要がある。

2 避難指示等の伝達

2-1 伝達事項

避難の指示は、次のことを明らかにする。

- (1) 避難対象地域（町丁名、施設名等）
- (2) 避難の理由（避難要因となった危険箇所の所在地、避難に要する時間等）
- (3) 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- (4) その他（避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

2-2 伝達方法

避難指示等の伝達方法は、次のとおりである。

(1) 区民への伝達

① 区からの防災広報

防災行政無線、広報車、区公式ホームページ・ツイッター・フェイスブック、ケーブルテレビ、かつしかFM、安全・安心情報メール等により伝達する。

② 報道機関からの広報

区から都を通じて報道機関に広報を要請し、テレビ、ラジオにて伝達する。

③ 消防署からの広報

区から消防署に消防車等による広報を要請する。

④ 警察署からの広報

区から警察署に警察車両等による広報を要請する。

(2) 要配慮者・要配慮者利用施設への伝達

聴覚・視覚障害者及び要配慮者利用施設からの事前の申請に基づき、避難情報を電話・FAXにより直接伝達する。福祉施設、医療機関等の重要な施設については、所管部から代表者に電話、FAX等により直接伝達する。

3 警戒区域の設定

区長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

第4節 避難誘導

1 区民の避難誘導

区民の避難誘導は、自助・共助の観点から防災市民組織、自治町会等による自主的な避難誘導とする。避難誘導に当たっては、区は、避難路、浸水想定区域、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

ただし、避難指示等を発令した場合は、警察署と連携して、道路交差点、駅、橋梁等で避難誘導を行う。

避難の指示等がなされた場合、消防署は、災害の規模、浸水想定区域、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。また、避難経路等の安全確保に努める。

2 在宅の要配慮者の避難誘導

在宅の要配慮者の避難誘導は、個別支援計画等に基づいて、防災市民組織、自治町会等が支援することを原則とし、徒歩による避難が困難な場合は、自家用車を用いて行う。

また、避難支援が困難な場合は、区が福祉関係団体、福祉事業者に要請して福祉車両等を用いて支援する。

3 要配慮者利用施設における避難誘導

水防法の定めにより、浸水想定区域内に位置して、区の地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施と区長への報告が義務付けられている。区長は、報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言または勧告をすることができる。

対象となる要配慮者利用施設では、あらかじめ避難確保計画を作成し、施設利用者に適切な避難行動に関する理解の促進を図り、計画に基づいて施設利用者の避難誘導を行う。

※対象施設は、資料編風水害編「45 要配慮者関連施設」のとおり

4 学校、事業所等における避難誘導

学校、事業所、集客施設その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による避難誘導を原則とする。

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた計画に基づき実施する。

第5節 避難所の開設

1 避難所等（安全確保）の開設

区は、高齢者等避難、避難指示を発令したときは、職員を派遣し、避難所等を開設する。開設方法は、震災編第1部第8章「避難者対策」による。

1-1 内水氾濫・強風の場合

局所的な浸水被害や強風による被害が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合は、浸水地域周辺の一時的滞在施設[※]を開設する。

※一時的滞在施設は、立石地区センター別館、東立石地区センター、東四つ木地区センター、四つ木地区センター、堀切地区センター、南綾瀬地区センター、青戸地区センター、新小岩地区センター、奥戸地区センター、高砂地区センター、新宿地区センター、金町地区センター、東金町地区センター、亀有学び交流館、新小岩地域活動センター（にこわ新小岩）、柴又学び交流館、水元学び交流館、文化会館といった地域コミュニティ施設等とする。

1-2 外水氾濫の場合

外水氾濫が発生するおそれがある場合は、避難所（区立小・中学校、地区センター等）を開設する。

なお、避難の遅れ等により浸水想定区域内の施設にやむを得ず避難させる場合は、別途指定する洪水緊急避難建物の安全な上層階とする。

2 避難所（生活場所）の開設

区は、浸水解消後、住家を失った被災者のために、状況を勘案して、区立小・中学校、地区センター、その他の区の公共施設、民間施設の中から生活場所としての避難所を開設する。

3 避難所の運営

避難所の運営は、要配慮者、女性、LGBTsの方への配慮を踏まえた体制で行う。また、避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。避難所の運営の詳細は、震災編第1部第8章「避難者対策」による。

第6節 広域避難

1 広域避難

1-1 広域避難の取り組み状況

東京東部低地帯に位置する江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）は、平成27年10月に大規模水害時の避難対応を検討することを目的として「江東5区大規模水害対策協議会」を設置した。さらに、広域避難の具体化に向けた課題への対応が不可欠であることから、「江東5区広域避難推進協議会」を設置し、各機関の防災行動や連携すべき防災行動の検討を進め、これまでに、「江東5区大規模水害広域避難計画」や「江東5区大規模水害ハザードマップ」を作成した。

また、平成30年6月、内閣府と東京都が中心となり、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担のあり方について検討することを目的とした「首都圏における大規模水害広域避難検討会」が設置され、広域避難先の確保や避難手段など具体的な検討が進められてきた。

その後、令和3年9月3日に東京都は、初めて広域避難先として国立オリンピック記念青少年総合センターと包括協定を締結し、令和5年3月時点で広域避難先は、国・民間11団体と協定を締結している。引き続き、広域避難先の確保と並行して、令和4年6月30日に設置した「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、広域避難先の開設運営方法など広域避難の円滑な実施を図る上で必要な事項を検討し具体化していく予定である。

1-2 広域避難時の流れ

大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、区内で区民を避難させることが困難なときは、都災害対策本部に対して、他の区市町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行う。

なお、区が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に要請等をした場合、その旨を都本部へ報告する。

避難者の受入先及び避難手段が確定した後、区は必要に応じて、当該区市町村の区域内の警察署に避難誘導の協力要請をした後、住民へ避難に関する情報の発信を行う。また、所属職員の中から移送先における連絡要員を定め、移送先の区市町村に派遣するように努め、避難所の運営に積極的に協力する。

消防署は、災害状況及び消防力の余力に応じて避難指示等の伝達及び必要な情報の通報を行う。

交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。

2 江東5区大規模水害避難等対応方針

2-1 広域避難に向けた江東5区共同による検討の実施

大規模水害の発生3日前を目安として、荒川が氾濫する恐れがある場合、930hpa程度の勢力を持つ台風の東京地方への直撃が予想される場合、または江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、足立区）のいずれかの区長が必要と判断した場合に、江東5区が共同で広域避難に向けた検討を実施する。

2-2 広域避難に対応した江東5区独自の避難情報の発表

大規模水害の恐れがある場合は、共同検討における判断に基づいて、区民に対して大規模水害の可能性を伝えるとともに、自主的な広域避難の実施を呼び掛けることで、早い段階での区民の主体的な避難行動を促す。

また、さらなる広域避難の実効性を高めるために、大規模水害が発生する概ね1日前において「広域避難指示」を発表することを目指して、江東5区が連携して広域避難に関する対応の具体化を図る。そのために必要な支援を関係機関に対して求めていく。

さらに、広域避難をする時間的な猶予がない判断した場合には、想定される浸水深よりも高い自宅の居室や施設に留まるよう、「域内垂直避難（緊急）」を発表し、垂直避難行動を求める。

■ 広域避難情報の発令基準

発令段階	想定時間	発令基準
I. 共同検討開始 (江東5区による検討)	72時間前を想定	①気象庁が72時間先の台風予報において、中心気圧930hpa以下の台風の予報円が東京地方を含むと予測した場合。 又は、 ②気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域(岩淵地点上流域)での3日間積算流域平均雨量が概ね400mmを超える可能性があると予測し、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 ③江東5区の区長いずれかからの発議があった場合。
II. 自主的広域避難情報(広域避難の呼びかけ)	72～24時間前を想定	①気象庁が48時間先の台風予報において、中心気圧930hpa以下の台風の予報円が東京地方を含み、かつ、東京都(東京地方)に高潮警報発表の可能性が高いと予測した場合。 又は、 ②気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域(岩淵地点上流域)での3日間積算流域平均雨量(1日間降雨実績と48時間降水量予測の和)が概ね500mmを超える可能性があると予測し、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 ③江東5区の区長の判断
III. 広域避難指示の発令	24～9時間前を想定	①気象庁が、930hpa以下の台風が概ね24時間以内に東京湾から神奈川県付近を含む地域へ到達すると予測し、高潮特別警報を発表する可能性に関する記者会見を行う場合、又は、江東5区に高潮注意報が発表されており、当該注意報において堤防の天端高を超える最高潮位が予測されている場合。 又は、 ②気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域(岩淵地点上流域)での3日間積算流域平均雨量(2日間降雨実績と24時間降水量予測の和)が概ね600mmを超える可能性があると予測し、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 ③江東5区の区長の判断
IV. 域内垂直避難指示(緊急)	9～0時間前を想定	①IIIの状態で高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合。 又は、 ②荒川下流河川事務所より、氾濫危険水域(A.P.+7.70)に達し、更なる水位上昇が見込まれる旨が通知された場合。 又は、 ③江東5区の区長の判断

※ 本発令基準は現時点で考えられる基準として時間軸で整理したものであり、今後実施の運用等を重ねて改善していく場合がある。

3 大規模水害時における住民避難の考え方と今後の取組方針について

3-1 大規模水害時における住民避難の考え方

首都圏における大規模水害広域避難検討会では、「全居室浸水」、「家屋倒壊等氾濫想定区域内」又は「浸水継続3日以上」の3条件のいずれかに該当している避難者数約273万人から、自らの自治体内で避難が可能と期待される避難者数約18万人を差し引くことで、行政区域を超えた広域避難者数を約255万人と試算していた。

また、広域避難先としては、主に他の自治体の避難所等を想定し、広域避難先自治体の住民を受け入れ自治体内の収容力に余裕のある避難所等で受け入れる想定で検討を進めた。

しかし、令和元年東日本台風において、早い段階での鉄道の計画運休が発表され、膨大な避難者の移動手段の確保が難しいなど広域避難の課題が顕在化し、遠方の他自治体への避難を前提とした計画を策定することの難しさが明らかとなった。

第1編 総則

第1部
第2編 震災編
第2部
第3部

第1部
第3編 風水害編
第2部

第1部
第4編 その他災害編
第2部
第3部

第6章 避難者対策

第6節 広域避難

このことから、住民自身が事前に確保した知人宅、宿泊施設などに避難することを「強く推奨する」とし、自宅等から避難する住民約268万人のうち、自ら避難先を確保できる住民約154万人、自治体を用意する高層階の避難先へ垂直避難する住民約23万人、自治体を用意した自区内の浸水想定区域外への施設へ避難する住民約18万人を除き、行政が用意した他自治体への避難先へ避難する避難者数（広域避難先）を約74万人とした。

3-2 広域避難先の確保に向けた調整等について

約74万人の広域避難先の確保に向けた調整等については、都及び江東5区等の広域避難自治体を中心となって、広域避難先としての活用や運営方法、費用負担等について事前に整理する。調整結果については、都・広域避難自治体・広域避難先立地自治体・広域避難先施設管理者などが事前に協定等を締結し、日頃から情報連絡体制を構築しておく。

3-3 平時における標準的な周知内容

浸水想定区域内の対象住民の数に対し、行政が用意する避難先施設への収容人数に限界があることから、平常時から住民自らが確保した施設への避難を推奨する。そのために、「災害時に身を寄せることのできる親戚・知人宅等を自主的な避難先として確保しておくこと」「災害時の利用を想定し、ホテル・旅館等の宿泊施設などについても確認しておくこと」を呼びかけていく。

3-4 広域避難等に要する費用負担の考え方について

災害が発生するおそれがある段階において、国の災害対策本部が設置され、当該所管区域に該当する都道府県等が災害救助法を適用して以下の救助を実施する場合は、当該救助にかかる費用は都道府県等及び国の負担となる。

- ①広域避難等の事前避難の実施に必要となる避難所の供与
- ②高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者等の避難所への輸送

4 大規模水害時における広域避難先の確保

広域避難先としては、災害リスクが想定されておらず、原則として荒川下流域から比較的近距离に位置している公共施設及び民間施設のうち、収容人数がある程度見込める施設等を想定する。

広域避難先の確保方針としては、受入れ可能な都立施設を活用する他、国・民間の大規模施設を順次確保していく。

今後も、国・民間施設の確保を進め、大規模水害時における対応力を強化していく。

※大規模水害時の広域避難先は、資料編風水害編「46 大規模水害時の広域避難先一覧」のとおり

5 広域避難の課題

区では、令和2年度から災害対策本部の水害時の対応力等強化等を目的に図上訓練を実施している。令和4年度は広域避難住民に広域避難を呼びかけた場合を想定した図上訓練を行い、次の課題等が抽出された。このことから、江東5区等と連携し、課題解決に向けて取り組んでいく。

(1) 広域避難指示の発令区域など

現在広域避難先が限られていることから、江東5区共同で広域避難指示を発令する際には、発令区域を限定するなどの対応が必要となる。

(2) 広域避難情報の災害対策基本法等への位置づけについて

- ・ 広域避難情報の法的な位置づけについて検討を進めるとともに、現状における災害対策基本法に基づく避難情報（以下「法避難情報」という。）との同時発令などについて検討を進める。
- ・ 法避難情報と広域避難情報を同時に発令した場合、区内避難所の開設広報が、広域避難情報と相反する可能性がある。

(3) 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の中には、移動そのものに大きなリスクを抱えている方もおり、遠方への移動等が困難な避難行動要支援者については、移動リスクをできるだけ回避できるような避難先を検討しておく必要がある。

第7節 河川別の避難計画

高潮や複数河川の氾濫のおそれがある場合には、区外への広域避難を原則とするが、計画規模相当の降雨予測により、1つの河川のみ氾濫するおそれがある場合には、区内の浸水しない地域への避難や垂直避難を、避難計画の原則とする。

区内を地理的条件などから、次の3地域に分け、地域ごとに避難行動をとることとする。

第6章 避難者対策
第7節 河川別の避難計画



西部地域の対象区域
お花茶屋、小菅、青戸、白鳥、宝町、堀切、東堀切、立石、東立石、亀有、西亀有、四つ木、東四つ木

南部地域の対象区域
奥戸（9丁目を除く）、高砂1丁目、細田2丁目
新小岩、西新小岩、東新小岩

東部地域の対象区域
奥戸9丁目、鎌倉、金町、高砂（1丁目を除く）
細田（2丁目を除く）、柴又、新宿、水元、西水元
東金町、東水元、南水元

1 荒川洪水ハザードマップ避難計画

1-1 想定される浸水被害の概要

計画規模の洪水では、西部地域・南部地域のほぼ全域の浸水が想定されているが、荒川の氾濫水は中川・新中川の堤防に阻まれて、東部地域は浸水しない想定となっている。



1-2 避難情報の発令対象区域

荒川が氾濫するおそれがある場合には、計画規模の浸水想定区域図にもとづいて、西部地域・南部地域を対象に避難情報を発令する。

1-3 地域ごとの避難行動

高齢者等避難開始、避難指示が発令された際には、それぞれ地域別に異なる避難行動をとることとなる。

(1) 西部地域・南部地域

- ① 高齢者等避難発令

要配慮者やその介助者は、開設された避難所へ避難する。

浸水しない階層に暮らしており、移動が困難な要配慮者は、自宅に留まる。

② 避難指示発令

区民は、東部地域の避難所等※1へ避難する。なお、高齢者等避難発令等により、西部地域・南部地域の避難所に避難している方で、移動が困難な要配慮者は、避難所の浸水しない階層に留まる。

浸水しない階層に居住しており、移動が困難な要配慮者は、自宅に留まる。

浸水する階層に居住しており、移動が困難な要配慮者は、最寄りの洪水緊急避難建物に避難をする。

※1 避難所等：区が開設をした避難所の他、都営住宅・UR賃貸住宅の共有部、協定を結んでいる民間施設、公園（台風が東京地方を過ぎ去り、天候が回復している場合）など。（浸水しない地域の親戚・知人宅、ホテル、会社などの自主避難先も含む）

(2) 東部地域

西部地域・南部地域に避難情報が発令されても、東部地域に居住する区民は、原則自宅に留まる。暴風の影響で、自宅が損壊するおそれがある場合には、最寄りの避難所へ避難をする。

2 江戸川洪水ハザードマップ避難計画

2-1 想定される浸水被害の概要

江戸川の洪水では、西部地域・東部地域のほぼ全域の浸水が想定されているが、南部地域は江戸川の氾濫水が中川・新中川の堤防に阻まれて、浸水をしない想定となっている。

また、計画規模の洪水で江戸川が区内で氾濫をしても、江戸川の氾濫水は中川の堤防に阻まれて、西部地域は浸水をしない。一方、上流部で氾濫をした場合、氾濫水が西部地域に到達する想定もあるが、計画規模の洪水の場合の浸水到達時間は、1日程度後と想定されている。

第1編
総則

第1部
第2編
震災編
第2部
第3部

第1部
第3編
風水害編
第2部

第1部
第4編
その他災害編
第2部
第3部

第6章 避難者対策
 第7節 河川別の避難計画

破堤点:江戸川右岸31.00km(吉川市)



2-2 避難情報の発令対象区域

江戸川が氾濫するおそれがある場合には、計画規模の浸水想定区域図及び浸水到達時間を勘案し、東部地域を対象に避難情報を発令する。

なお、江戸川の水位が氾濫危険水位に到達した場合等には、西部地域も発令対象区域に加え、避難情報を発令する。

2-3 地域ごとの避難行動

高齢者等避難、避難指示が発令された際には、それぞれ地域別に異なる避難行動をとることとなる。

(1) 東部地域

① 高齢者等避難発令

要配慮者やその介助者は、南部地域に開設された避難所へ避難する。(東部地域や西部地域の避難所に避難した場合、その後の状況の変化により、複数回の避難行動が想定されることから、南部地域の避難所は、原則、東部地域の要配慮者用とする)

浸水しない階層に暮らしており、移動が困難な要配慮者は、自宅に留まる。

② 避難指示発令

区民は、西部地域の避難所等※1へ避難する。なお、高齢者等避難発令等により、東部地域の避難所に避難している方で、移動が困難な要配慮者は、避難所の浸水しない階層に留まる。

浸水しない階層に居住しており、移動が困難な要配慮者は、自宅に留まる。

浸水する階層に居住しており、移動が困難な要配慮者は、最寄りの洪水緊急避難建物に避難をする。

(2) 西部地域

① 高齢者等避難発令

要配慮者やその介助者は、開設された避難所へ避難する。

浸水しない階層に暮らしており、移動が困難な要配慮者は、自宅に留まる。

② 避難指示発令

区民は、南部地域の避難所等※1や荒川以西の区外※2へ避難する。なお、高齢者等避難発令等により、西部地域の避難所に避難している方で、移動が困難な要配慮者は、避難所の浸水しない階層に留まる。

浸水しない階層に居住しており、移動が困難な要配慮者は、自宅に留まる。

浸水する階層に居住しており、移動が困難な要配慮者は、最寄りの洪水緊急避難建物に避難をする。

※2 区外：相互応援協定等に基づき、江戸川が氾濫しても浸水しない荒川以西の自治体に避難者の受け入れを要請する。

(3) 南部地域

東部地域に避難情報が発令されても、南部地域に居住する区民は、原則自宅に留まる。暴風の影響で、自宅が損壊するおそれがある場合には、最寄りの避難所へ避難をする。

3 中川洪水ハザードマップ避難計画

3-1 想定される浸水被害の概要

計画規模の洪水では、西部地域のほぼ全域で浸水が想定されているが、中川の氾濫水は、中川・新中川の堤防に阻まれて、南部地域は浸水しない想定となっている。また、計画規模の洪水では、区内での決壊は想定されておらず、上流部からの氾濫水が時間をかけて到達する想定となっている。この際には、上流部からの氾濫水は大場川の堤防に阻まれて、東部地域は浸水をしない想定となっている。



3-2 避難情報の発令対象区域

中川が氾濫するおそれがある場合には、計画規模の浸水想定区域図にもとづいて、西部地域を対象に避難情報を発令する。

3-3 地域ごとの避難行動

高齢者等避難、避難指示が発令された際には、それぞれ地域別に異なる避難行動をとることとなる。

(1) 西部地域

① 高齢者等避難発令

要配慮者やその介助者は、開設された避難所へ避難する。

浸水しない階層に暮らしており、移動が困難な要配慮者は、自宅に留まる。

② 避難指示発令

区民は、東部地域・南部地域の避難所等※1へ避難する。なお、高齢者等避難発令等により、西部地域の避難所に避難している方で、移動が困難な要配慮者は、避難所の浸水しない階層に留まる。

浸水しない階層に居住しており、移動が困難な要配慮者は、自宅に留まる。

浸水する階層に居住しており、移動が困難な要配慮者は、最寄りの洪水緊急避難建物に避難をする。

(2) 東部地域・南部地域

西部地域に避難情報が発令されても、東部地域・南部地域に居住する区民は、原則自宅に留まる。暴風の影響で、自宅が損壊するおそれがある場合には、最寄りの避難所へ避難をする。

4 綾瀬川洪水ハザードマップ避難計画

4-1 想定される浸水被害の概要

計画規模の洪水では、区内の浸水は想定されていない。

5 河川ごとの避難情報の発令基準

以下のとおり河川ごとの避難情報の発令基準を整理するが、基準に達したら直ちに、もしくは基準に達するのを待って、避難情報を発令するものではなく、気象情報等から総合的に判断をして発令するものとする。

5-1 荒川

	高齢者等避難	避難指示
東部地域	-	-
西部地域	岩淵水門（上）水位観測所の水位が氾濫危険水位（7.70m）に到達するおそれがある場合	岩淵水門（上）水位観測所の水位が氾濫危険水位（7.70m）に到達することが明らかな場合
南部地域	岩淵水門（上）水位観測所の水位が氾濫危険水位（7.70m）に到達するおそれがある場合	岩淵水門（上）水位観測所の水位が氾濫危険水位（7.70m）に到達することが明らかな場合

※東部地域は、計画規模の洪水では浸水が想定されていないが、想定最大規模の洪水では浸水が想定されているため、状況に応じて避難情報発令の要否について判断をする。

5-2 江戸川

	高齢者等避難	避難指示
東部地域	野田水位観測所の水位が氾濫危険水位(9.10m)に到達するおそれがある場合	野田水位観測所の水位が氾濫危険水位(9.10m)に到達して、なお上昇のおそれがある場合
西部地域	野田水位観測所の水位が氾濫危険水位(9.10m)に到達して、なお上昇のおそれがある場合	上流部で越水が発生して浸水するおそれがある場合
南部地域	-	-

5-3 中川

	高齢者等避難	避難指示
東部地域	-	-
西部地域	吉川水位観測所の水位が氾濫危険水位(4.10m)に到達するおそれがある場合	吉川水位観測所の水位が氾濫危険水位(4.10m)に到達した場合
南部地域	-	-

※東部地域は、計画規模の洪水では浸水が想定されていないが、想定最大規模の洪水では浸水が想定されているため、状況に応じて避難情報発令の要否について判断をする。

5-4 綾瀬川

	高齢者等避難	避難指示
東部地域	-	-
西部地域	-	-
南部地域	-	-

※西部地域は、計画規模の洪水では浸水が想定されていないが、想定最大規模の洪水では浸水が想定されているため、状況に応じて避難情報発令の要否について判断をする。

第7章 物流・備蓄・輸送対策

第1節 水害時の物流・備蓄・輸送対策

区は、浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への備蓄倉庫の設置や、地域内輸送拠点が浸水等により使用できない場合の代替施設の確保など、水害時を想定した水害時の物流・備蓄・輸送対策を検討する。

※対策の詳細は、震災編に準拠する。

第1編
総則

第1部
第2編
震災編
第2部
第3部

第3編
風水害編
第1部
第2部

第4編
その他災害編
第1部
第2部
第3部

第8章 災害廃棄物処理・し尿処理・ 障害物の除去

第1節 水害時の廃棄物等の処理

災害廃棄物等の処理は、水害発生時、収集経路の不通等、通常の処理が困難となる一方、短い期間に大量の廃棄物等が発生し、また、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から水害廃棄物の迅速な処理が要求される。

区は、水害廃棄物の処理に際し迅速な対応を行うため、事前に以下事項を検討したうえで、災害廃棄物等の処理にあたる。

- ① 被災地域の予測
- ② 水害廃棄物等発生量の予測
- ③ 仮置場の確保と配置計画
- ④ 収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分等の処理手順
- ⑤ 区内で処理が困難な場合を想定した周辺自治体との協力体制の確保
- ⑥ 仮置場での破碎・分別を行う体制の確保
- ⑦ 収集処理過程における、粉じん・消臭等の環境対策
- ⑧ 収集運搬車両確保とルート計画

また、水害廃棄物の処理が長期にわたる場合は、計画的に処理を進める観点から、関係機関による協議会を設置して全体の進行管理を行うことが有効な場合があるので、その設置についても併せて検討する。

※対策の詳細は、震災編に準拠する。

第9章 ライフライン施設等の 応急・復旧対策

第1節 ライフライン施設

1 上水道

1-1 応急対策

都水道局は、災害の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

(1) 取水施設

じんかい、流木等の流入による取水低下を防止するため、所要の資器材を使用し、必要な応急措置を行う。

(2) 浄水施設

濁度が上昇した原水に対しては、浄水薬品を適切に使用し、沈殿処理を行う。沈殿池、ろ過池、配水池に被害を生じたときは、速やかに応急復旧を行う。

(3) 送水施設（送水管）

破損箇所からの出水による二次災害を防止しながら、状況に応じて、送水系統の変更等を行い、給水所への送水を確保するよう応急措置を行う。

(4) 配水施設

① 配水本管

配水本管の破損は、制水弁を操作して二次災害を防止し、系統変更及び配水ポンプ運転の調整等により、断水が生じないよう応急措置を行う。

② 配水小管

配水小管の破損は、制水弁を操作して、極力断水区間を少なくするよう措置する。

1-2 復旧対策

(1) 取水施設

取水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

(2) 浄水施設

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧活動

管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

給水装置の復旧は、第一止水栓上流部について、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

なお、第一止水栓以降メータ上流部においては、多量の漏水等がある場合には、申込みの有無にかかわらず都水道局が修繕する。

メータ下流部の本復旧（修繕）は、所有者等（給水装置の所有者又は使用者）が指定給水装置工事事業者に依頼するよう説明する。一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて応急措置を行う。

なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

2 下水道

2-1 活動体制

都下水道局は、台風等の豪雨による浸水被害及びその拡大の防止を図り、適切かつ迅速に対応するため、情報連絡及び職員の待機又は参集による出動の体制を確保する。

2-2 応急対策

(1) 水再生センター・ポンプ所

台風等の豪雨が予想されるとき、次の対策を実施する。

- ① 主要施設・設備の試運転、点検等を実施し、異常の有無を確認する。異常のある施設・設備については、応急処置を講じる。
- ② 燃料・薬品等の確保、その他必要な処置を講じる。
- ③ あらかじめ幹線の低水位運転を行うとともに、停電が発生した場合、非常用発電機の運転を行い、揚水機能を確保する。

(2) 管きよ

過去の実績などから判断し、必要に応じて浸水のおそれのある地域などを地上巡視し、下水道施設の損傷等を発見した場合はすみやかに応急復旧を実施する。

2-3 復旧計画

被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。

復旧順序については、まず水再生センター、ポンプ所、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行う。なお、被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入れに対応する。

(1) 水再生センター・ポンプ所

水再生センター・ポンプ所は、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。

(2) 管きよ

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。

3 電気

東京電力パワーグリッド（株）は、災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急処置を講じ、施設の機能を維持する。

3-1 応急対策

(1) 資材の調達・輸送

① 資材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- ・ 第一線機関等相互の流用
- ・ 本社本部に対する応急資材の請求

② 資機材の輸送

非常災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。

輸送力が不足する場合には、他の輸送会社から車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

(2) 災害時における危険予防措置

水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 災害時における応援の組織・運営

本社本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害、復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を出動させる。

(4) 応急工事

応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものからあらかじめ定めた手順により行う。

(5) 災害時における電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」および広域機関の指示に基づき電力の緊急融通を行う。

(6) その他

災害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は都本部を經由して行う。

その他の活動は、震災編第1部第3章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」に準拠する。

3-2 復旧対策

災害復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。

停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。

また、感電事故および電気火災等の防止に関する広報を行う。

4 ガス

東京ガスネットワーク（株）は、災害により整圧器等の地上ガス施設が被害を受けた場合は、二次災害の防止に努めることと併せて、ガス供給機能の維持若しくは早期復旧のため、必要な応急措置を施す。

4-1 応急対策

(1) 災害時の初動措置

- ① 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集
- ② 事業所設備等の点検
- ③ 製造所、整圧所等における供給操作
- ④ その他、状況に応じた措置

(2) 応急措置

非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。

施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

その他現場の状況により適切な措置を行う。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3部

第3編
風水害編

第1部

第2部

第4編
その他災害編

第1部

第2部

第3部

第9章 ライフライン施設等の応急・復旧対策

第1節 ライフライン施設

(3) 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

- ① 取引先やメーカー等からの調達
- ② 各支部間の流用
- ③ 他ガス事業者からの融通

(4) 車両の確保

本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼動可能な態勢にある。

4-2 復旧対策

(1) 災害時の初動措置

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

社会的優先度の高い病院などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

その他の活動は、震災編第1部第3章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」に準拠する。

5 通信施設

豪雨、洪水、高潮等の被害を受けるおそれがある地域について、周辺環境、既存建物等を考慮し、電気通信設備等の安全対策を行う。対策は次のとおりである。

- ① 建物自体を高く設置し、防御する。
- ② 水密扉又は防水板や土のうの設置により防御する。
- ③ 電力や通信設備を想定される浸水高より上層フロアに設置する。ガス施設の風水害対策として、これらの災害の発生に対し機能に重大な支障が生じないよう対策を講じている。

5-1 応急対策

非常招集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

5-2 復旧対策

各社の災害対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として応急復旧工事、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。

応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

その他の活動は、震災編第1部第3章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」に準拠する。

第2節 交通施設の応急対策

1 東日本旅客鉄道（株）

1-1 運行基準

降雨、降雪、強風等により災害の発生が予想される場合は、運転規則に基づき、速度規制又は運転中止の手配をとり、輸送の安全を確保する。

1-2 災害時の応急措置

(1) 活動体制

- ① 首都圏本部に災害対策本部を設け、情報収集連絡、応急対策の指示、応援、協力の要請、緊急広報に努める。
- ② 現地に現地対策本部を設け、応急対策の実施、関係現業機関の指揮、情報の収集、報告、応援の要請、外部機関との連絡対応に当たる。

(2) 情報連絡体制

首都圏本部長は、気象庁から送られてくる気象情報、データ等により、災害警備に必要な観測情報、予測情報をもとに気象の変化に対応した情報連絡体制を整える。

(3) 浸水時等の対応

降雨、河川増水等により災害が発生するおそれにある区間については、運転規則に基づき速度規制又は運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保する。

1-3 事故発生時の救援活動

旅客誘導・放送案内等による駅構内の混乱防止及び負傷者の救出に努めるとともに、被害状況により、救護所の開設、警察署・消防署への出動要請を行う。

1-4 復旧対策

線路及び電気施設の被害に対しては、事故復旧作業計画に基づき、これに必要な対策を実施する。

2 日本貨物鉄道（株）

2-1 運行基準

降雨、降雪、強風等により災害の発生が予想される場合は、運転規則に基づき、速度規制又は運転中止の手配をとり、輸送の安全を確保する。

2-2 災害時の応急措置

(1) 活動体制

支社に災害対策本部を設け、情報の収集及び連絡、応急対策、応援、緊急広報に努める。

(2) 浸水時の対応

降雨、河川雑炊等により災害が発生するおそれがある場合は、運転規則に基づき速度規制や運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保する。

(3) 災害復旧

災害の復旧については、応急工事の終了後は速やかに本復旧計画をたて、これを実施するものとする。

3 京成電鉄（株）

3-1 運行基準

集中豪雨、強風により被害の発生が予想される場合、あらかじめ定められた運転取扱実施基準により状況に応じて運転規制を行い、輸送の安全の確保に努める。

- (1) 全線13ヶ所に設置した風速計の数値(25m/s、30m/s)により、列車に対し注意運転・運転休止の運転規則を実施する。
- (2) 雨量による運転規制については、各雨量規則地域に設置した雨量計が規制値(時間雨量30mm以上、40mm以上)(連続雨量200mm以上、300mm以上)を超えたとき35km/h以下の運転規制を実施する。

3-2 災害時の応急措置

(1) 活動体制

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合、被害を最大限に防止し、輸送の安全確保及び早期復旧に当たるため、非常災害対策規則に基づき、本社に対策本部を設置し情報収集に当たるとともに、適切な措置を講じる。

(2) 情報連絡対策

指令電話、列車無線、一斉情報装置及び沿線電話により、災害情報、応急活動の指示等の連絡を行う。

また、必要に応じて、無線車を現場に急派し、本社と無線連絡をとるほか、連絡用電話の架設又は携帯電話機等を使用する。

(3) 浸水時の対応

集中豪雨等、大雨が予想されるときは、状況に応じて関係各施設の点検を行うとともに、駅等では浸水のおそれのあるときは、浸水防止板・砂袋等により駅の出入口からの浸水を防止し、旅客及び駅構内の安全を図る。

集中豪雨等で線路が浸水した場合は、状況に応じて点検を行うとともに、監視を続ける。また、損壊したときには速やかに復旧に努める。

さらに、線路の冠水等で列車の運転に支障があると予想される場合は、直ちに運輸指令に報告し、旅客・列車運行の安全を図るとともに、速やかに関係各所に連絡し早期復旧を期す。

3-3 事故発生時の救援活動

災害発生時には、駅従事員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3部

第3編
風水害編

第1部

第2部

第4編
その他災害編

第1部

第2部

第3部

3-4 復旧対策

- (1) 非常災害対策規則に基づき、対策本部を本社に設置するとともに、現場に復旧対策部を設置する。
- (2) 復旧対策部は、復旧計画の作成、要員の手配並びに復旧資材の調達、復旧作業の実施及び救援、救護に当たる。

4 北総鉄道（株）

4-1 運行基準

集中豪雨、強風により被害の発生が予想される場合、運転取扱実施基準に定められた取扱いにより、状況に応じて運転の中止又は徐行の措置をとり、安全確保に努める。

- (1) 風速が30m/s以上になったと認められるときは、列車の運転を一時中止する。
- (2) 線路が冠水したときは、必要によりその区間を運転する列車を徐行又は停止させることとする。
- (3) 降雪により、列車運行に支障をきたすおそれのあるときは、転てつ器及び乗降場等の除雪に努め、必要に応じて凍結防止列車を運行する。

4-2 災害時の応急措置

(1) 活動体制

風水害等の発生が予想される場合又は発生した場合、被害を最小限に防止し、輸送の安全確保及び早期復旧を図るため、災害対策本部を設置して情報収集に当たるとともに、適切な措置を講じる。

(2) 情報連絡対策

災害発生の場合は、指令電話、列車無線及びN T T加入電話により、事故時連絡系統に従い関係箇所へ迅速な情報連絡を行う。

(3) 浸水時の対応

線路等が浸水のおそれ又は浸水した場合は、監視要員を配置し施設の点検を行う。

また、列車の運行に危険が生じた場合は運転を中止し、適切な措置を講じる。

4-3 事故発生時の救援活動

災害発生時には、「鉄道災害対策要綱」に基づき、旅客の救出救護、避難誘導に当たるとともに、必要に応じ、警察署及び消防署に出動・救護の要請を行う。

4-4 復旧対策

災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、対策要員を非常招集して応急措置、救護、早期復旧に努める。また、状況に応じ外部業者へ応援要請を行う。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3部

第3編
風水害編

第1部

第2部

第4編
その他災害編

第1部

第2部

第3部

第3節 危険物施設の応急・復旧対策

施設管理者は、以下の応急・復旧対策を講ずる。

1 風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策

- (1) 危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や区等が発表する防災情報を注視し、浸水、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる。
- (2) 上記の対策を講じるに当たっては、従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行う。
- (3) 浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関への通報を行う。特に、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、その物質の性状や保管状況等について情報提供を行う。
- (4) 浸水等に伴い、河川へ危険物が流出した場合には、水質汚濁対策連絡協議会等の関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。

2 天候回復後の点検・復旧

- (1) 点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う。特に、浸水した施設では、電気設備のほか、危険物を取り扱う設備や配管も損傷している可能性があるため、目視点検だけでなく、作動状況や気密性、危険物への水の混入状況等について確認を実施する。
- (2) 電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。

※対策の詳細は、震災編に準拠する。

第10章 区民生活の早期再建

第1節 応急生活対策

1 被災宅地の危険度判定

区は、危険度判定の実施、判定結果の表示等を行う。

1-1 判定制度の目的

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

1-2 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

1-3 判定の実施

区長は、災害の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

都知事は、区から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。また、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて他府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請し、又は国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請する。

第1編
総則

第1部
第2部
第3部

第3編
風水害編
第1部
第2部

第4編
その他災害編
第1部
第2部
第3部

1-4 判定結果の表示

区は、被災宅地危険度判定の結果について、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

なお、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

2 住家被害認定調査及び罹災証明書交付

2-1 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

区は、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。

また、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。

さらに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

2-2 罹災証明書の交付準備

区は、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。

また、被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。

さらに、住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。

なお、風水害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。

区は、罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について東京都主税局と連携を図る。

2-3 罹災証明書の交付

区は、住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。

住家被害認定調査の進捗状況や応急仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について区内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。

また、住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には再調査（第2次調査）を実施する。

さらに、罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。

なお、風水害が原因で発生した火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、東京消防庁と連携を図る。

3 被災者の生活確保

3-1 生活相談

区は、被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

また、被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進する。

3-2 災害弔慰金等の支給

区及び都福祉局は、自然災害により死亡した都民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、自然災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金の支給を行う。

3-3 災害援護資金等の貸付

区及び都福祉局は、災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金の貸し付けを行う。

第1編
総則

第1部
第2編
震災編
第2部

第3部

第1部
第3編
風水害編
第2部

第1部
第4編
その他災害編
第2部
第3部

3-4 被災者生活再建支援金の支給

区及び都福祉局は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

3-5 職業のあっせん

区は、被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

3-6 租税の徴収猶予及び減免等

区は、被災者に対する区税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

4 義援金の取扱い

4-1 義援金募集の検討

区及び都、日本赤十字社各機関は被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

4-2 東京都義援金配分委員会の設置

義援金を適切に募集・配分するため、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部、その他関係機関等の代表者により構成される東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を、都本部に設置する。

委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 被災区市町村への義援金の配分計画の策定
- (2) 義援金の受付・配分に係る広報活動
- (3) その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

4-3 義援金の募集・受付

- (1) 区独自の義援金について

区は、義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。

また、義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。

(2) 都の義援金募集への協力について

区は、都の義援金募集に協力して受領した義援金について、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

また、都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。

4-4 義援金の配分

(1) 都委員会からの受入れについて

区は、都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。

(2) 義援金の支給について

区は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。

また、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3部

第3編
風水害編

第1部

第2部

第4編
その他災害編

第1部

第2部

第3部

第 11 章 災害救助法の適用

第 1 節 災害救助法の適用

1 災害救助の実施機関

東京都の地域に災害が発生し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）（以下、「救助法」という。）の適用基準に該当する被害が生じた場合、都知事は救助法第 2 条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

区長は、救助法に基づき都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、都知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を区長に委任する。

なお、災害の事態が急迫し、都知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、区長は、救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける。

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条に定めるところにより、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用する。

- (1) 区の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第 1 に定める数以上であること
- (2) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第 2 に定める数以上あって、区の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第 3 に定める数以上であること。
- (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第 4 に定める数以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

① 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも

② 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも

③ 住家が床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3部

第3編
風水害編

第1部

第2部

第4編
その他災害編

第1部

第2部

第3部

4 救助法の適用手続

災害に際し、区における災害が、前記の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、区長は、直ちにその旨を都知事に報告しなければならない。

災害救助法が適用された場合、都からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、都による救助の実施を待つことができないときは、区長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都に情報提供し、その後の処置に関して都の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理するとともに、都知事に災害の状況を適宜情報提供する。

5 救助の種類

救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの

救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき都知事が定め、区と関係機関に通知する。

基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

6 救助要請方法の整理

区は、災害時に救助法適用のための要請を滞りなく実施できるよう、組織の整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

第2節 災害報告及び救助実施状況の報告

1 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、区は迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。

2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、区及び都各局は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3部

第3編
風水害編

第1部

第2部

第4編
その他災害編

第1部

第2部

第3部

第12章 激甚災害の指定

第1節 激甚災害制度

政府は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を合わせて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、区が行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への補償の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

第2節 激甚災害に関する調査報告

区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し知事に報告する。